

3. 建築計画

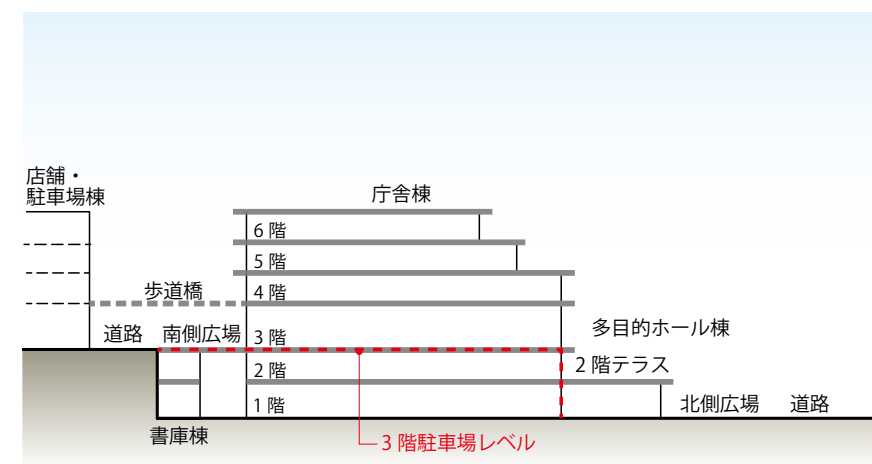
1. 配置計画

■建物配置計画

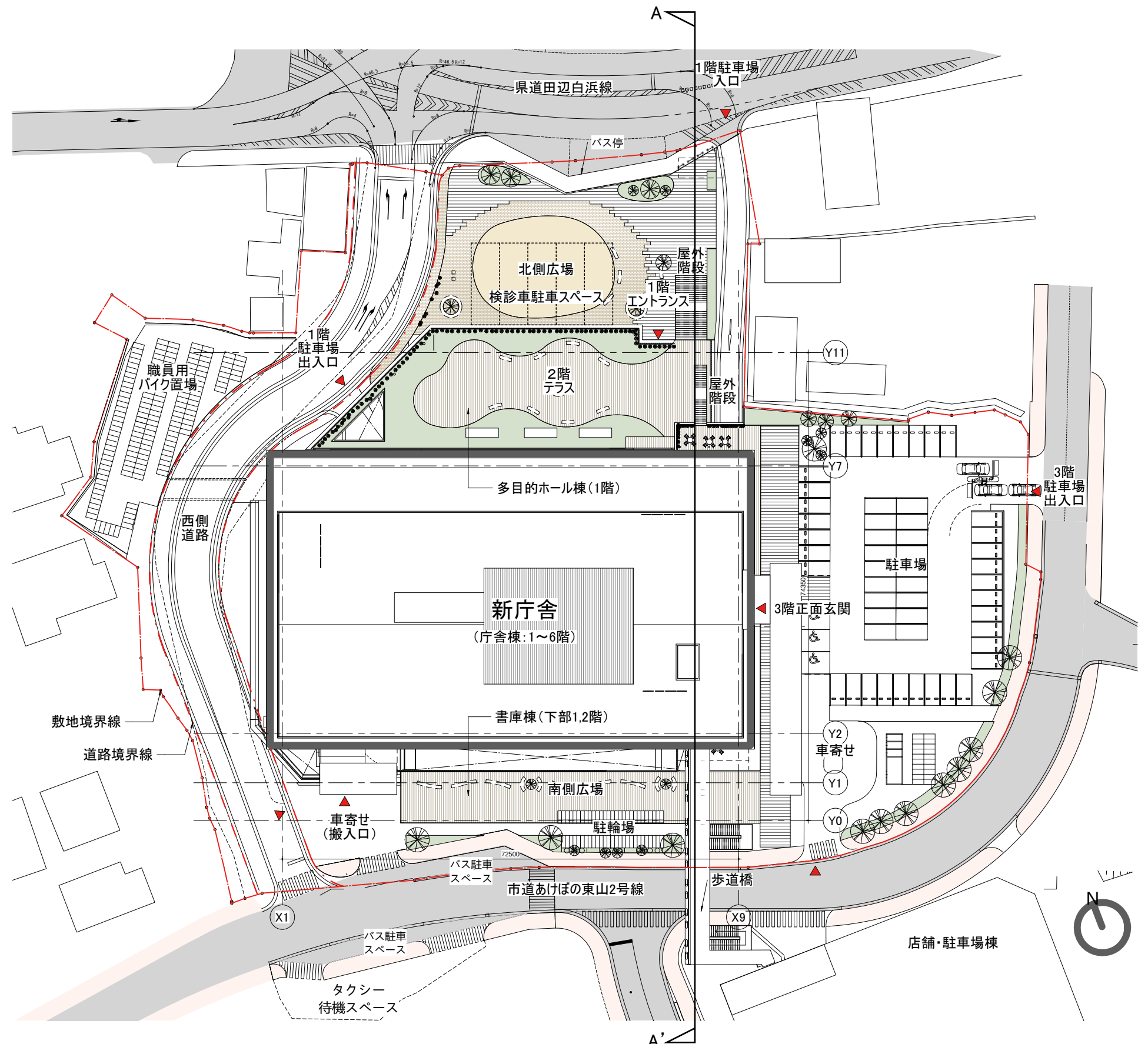
- ・ 既存建物を擁壁として再利用し、その擁壁の内側に新庁舎を配置する。
- ・ 南北面から十分な採光を行える東西軸の配置とする。
- ・ 建物は敷地中央部分に配置し、隣地から後退した配置とし圧迫感を抑えた計画とする。

■屋外スペース

- ・ 1階北側広場は、検診車の駐車スペースとして利用する。
- ・ 多目的ホール棟屋上は、2階テラスとして、1階北側広場と3階駐車場とをつなぐ屋外階段を設置する。
- ・ 書庫棟屋上を、南側広場とする。
- ・ 新庁舎4階と店舗・駐車場棟をつなぐ歩道橋を設置する。



【A-A' 断面図】



3. 建築計画

2. フロア計画・内部動線計画

■明快な階構成

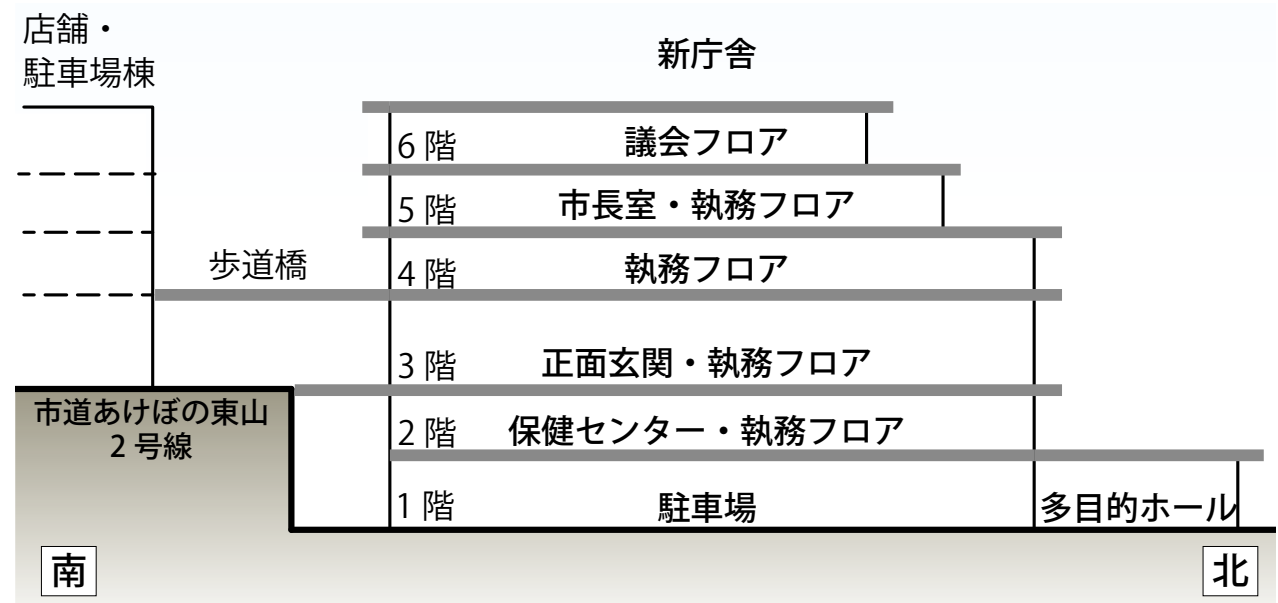
関連する業務をできるだけ集約した、明快なフロア構成とする。

- ・ 1 階は、駐車場と多目的ホールとする。災害時は、津波避難時の一時避難フロアとする。
- ・ 2 階は、保健センターと福祉部門の執務フロアとする。災害時は、要配慮者支援フロアとする。
- ・ 3 階は、正面玄関と市民窓口部門の執務フロアとする。災害時は、生活支援情報発信フロアとする。
- ・ 4 階は、産業部門・事業部門の執務フロアとする。災害時は、復旧・復興フロアとする。
- ・ 5 階は、市長室等と管理部門・教育部門の執務フロアとする。災害時は、意思決定・連絡調整フロアとする。
- ・ 6 階は、議会・行政委員会等の執務フロアとする。

階数	平常時
6 階	■ 議会フロア 議会・行政委員会事務局
5 階	■ 市長室・執務フロア 市長室を中心に、総務課などの管理部門や教育委員会等の部署
4 階	■ 執務フロア 産業・建設・水道等の事業系の部署
3 階	■ 正面玄関・執務フロア 住民基本台帳や市税などの証明書発行や諸手続を行う市民窓口を担う部署
2 階	■ 保健センター・執務フロア 保健センターや子育て、高齢者、障害者など福祉の相談窓口を担う部署
1 階	■ 駐車場・多目的ホール 駐車場、市主催の会議等を行う多目的ホール



階数	災害時	
6 階	■ 議会フロア	
5 階	災害対策本部機能	■ 意思決定・連絡調整フロア 危機管理局、オペレーションルーム、庁議室（災害対策本部の会議室）を配置することから、災害対応方針の作成及び決定
4 階		■ 復旧・復興フロア 危険箇所等の把握、道路・公共施設、水道施設の応急復旧対応
3 階		■ 生活支援・情報発信フロア り災証明の発行などの市民生活の支援及び安否情報等の発信
2 階		■ 要配慮者支援フロア 要配慮者への対応等
1 階	■ 一時避難フロア 津波災害発生時の一時避難場所	



平常時



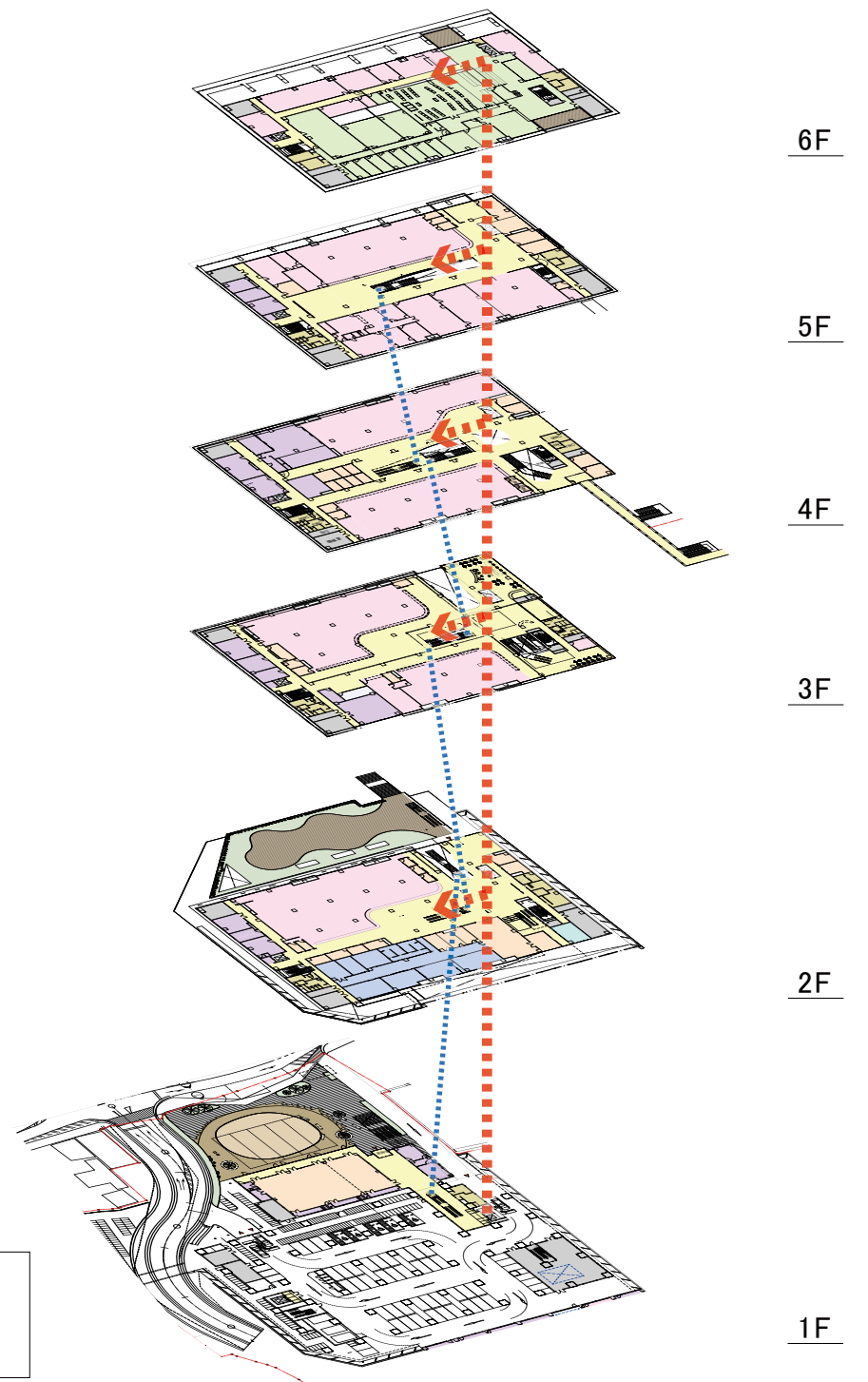
災害時

3. 建築計画

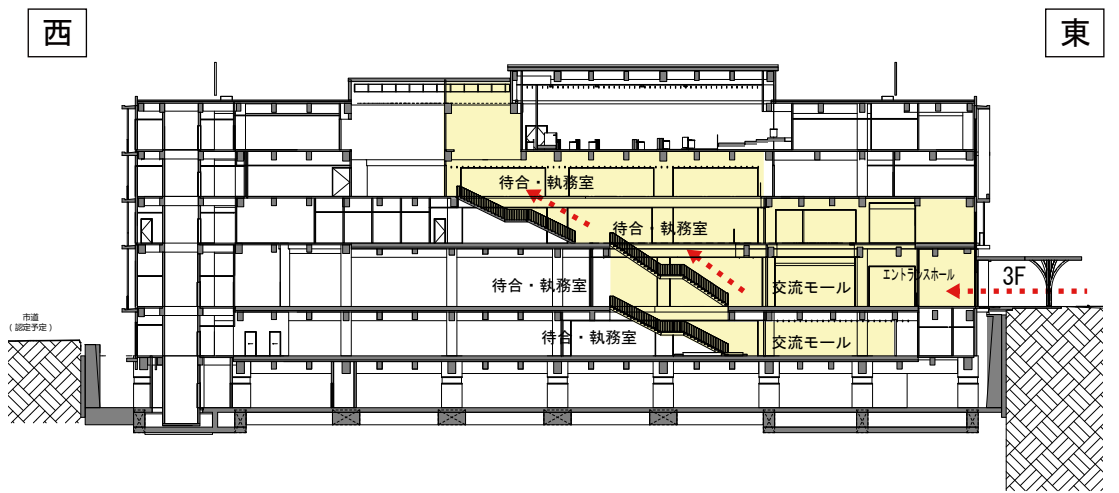
2. フロア計画・内部動線計画

■各フロアに共通する考え方

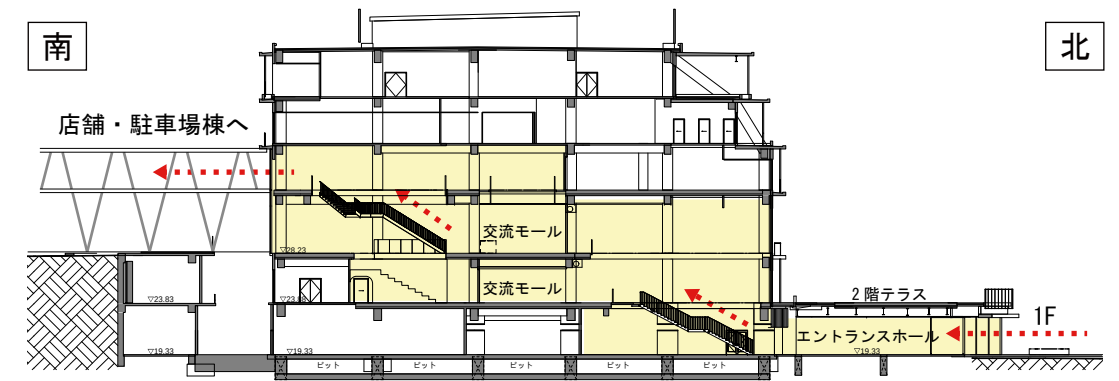
- ・ 来庁者からも職員からお互いに分かりやすいオープンフロアを基本とする。
- ・ フロアの東西に階段やトイレ、機械室を集約し、中央に待合スペース、執務スペースを配置したフロア計画とする。
- ・ 中央の吹抜けにより廊下の明るさと視認性を確保し、エレベーターから待合スペース、執務スペースまで迷わずアクセスできる計画とする。
- ・ 建物の両端に階段を配置することで、2方向に避難できる計画とする。
- ・ 2階から5階までにコミュニティスペースを設置し、来庁者が自由に打合せ、交流、休憩をすることができる計画とする。



【内部動線計画】



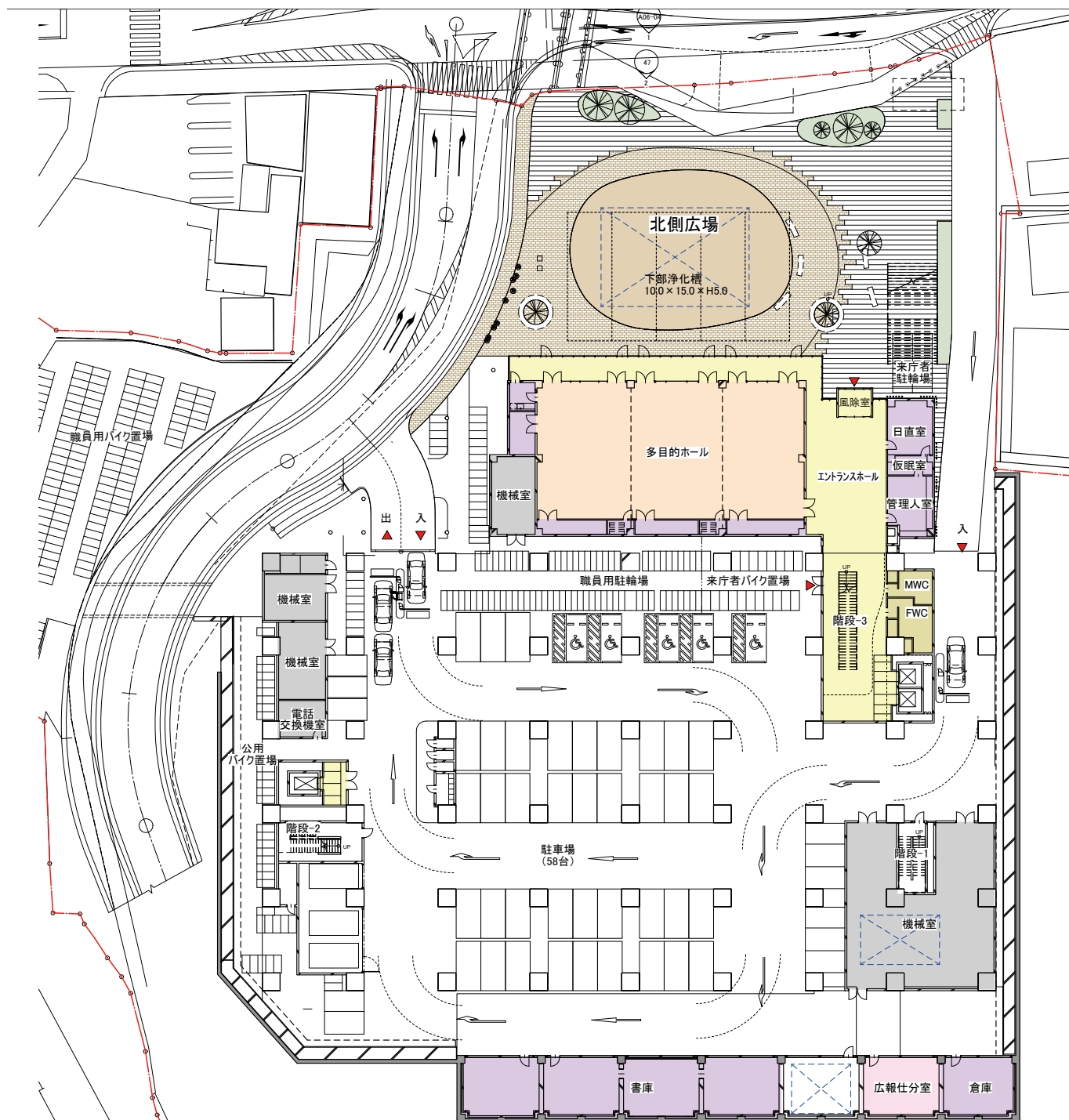
【各階窓口への動線（東西）】



【交流モール動線（南北）】

3. 建築計画

3. 平面計画



1 階

- ・ 多目的ホールは、各種会議、集団検診、選挙の期日前投票などに利用できる計画とする。
- ・ 多目的ホールと駐車場は、津波災害発生時に約 2,300 人を受け入れる一時避難場所とする。
- ・ 1 階の柱頭免震スペースを利用することにより、雨にぬれずに出入りできる駐車場 58 台（うち車いす使用者用駐車区画 5 台）を確保する。
- ・ 1 階北側広場に浄化槽を設置する。

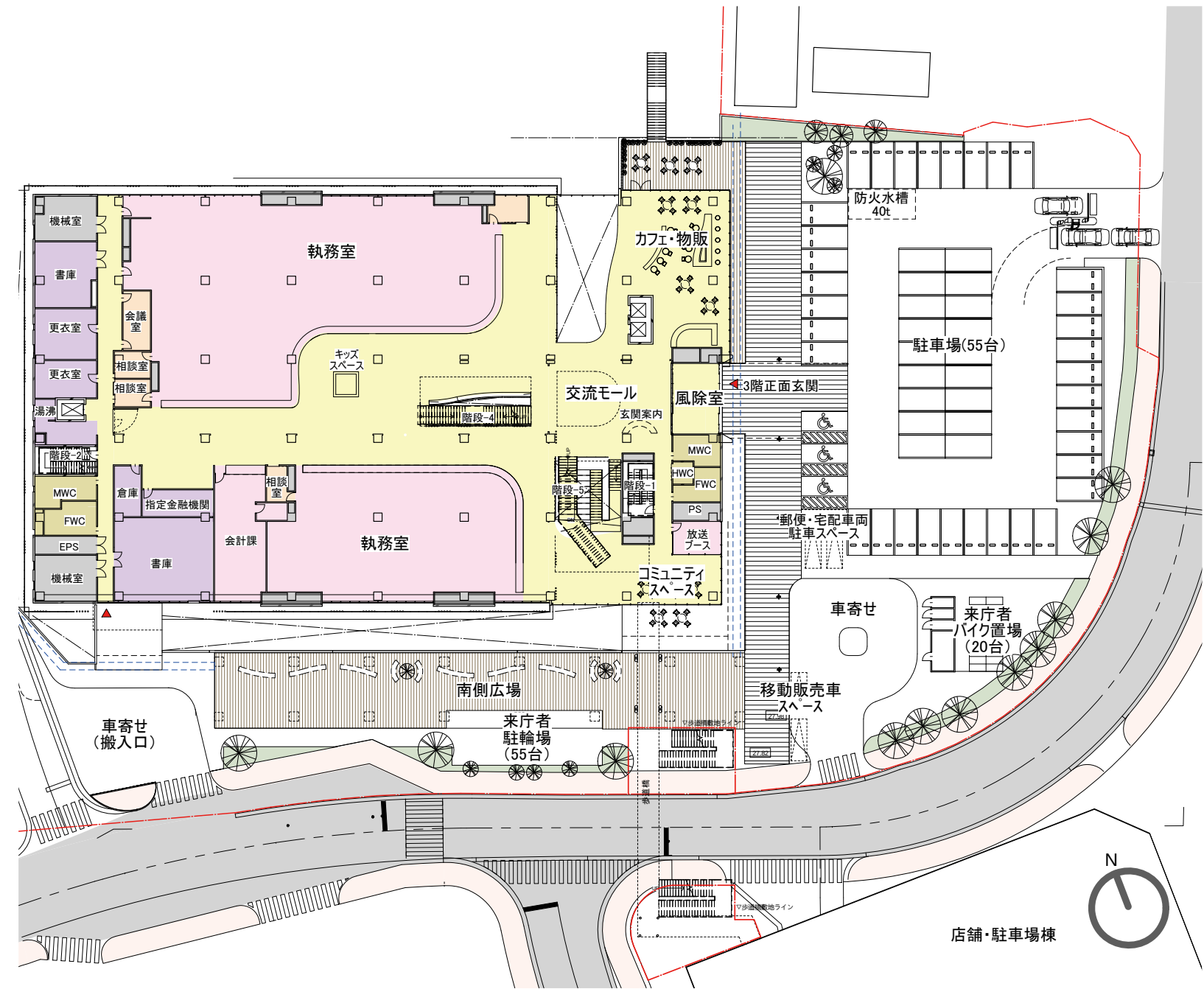


2 階（保健センター・福祉部門）

- ・ 高齢者、障害者、子育てなどの福祉の窓口と、保健センター機能を担う健康増進課の窓口を同じフロアとすることで、市民サービスの向上と、業務の効率化を図る。
- ・ プライバシーが確保できる相談室を多数配置する。
- ・ 授乳室を設置する。
- ・ キッズスペースを設置する。

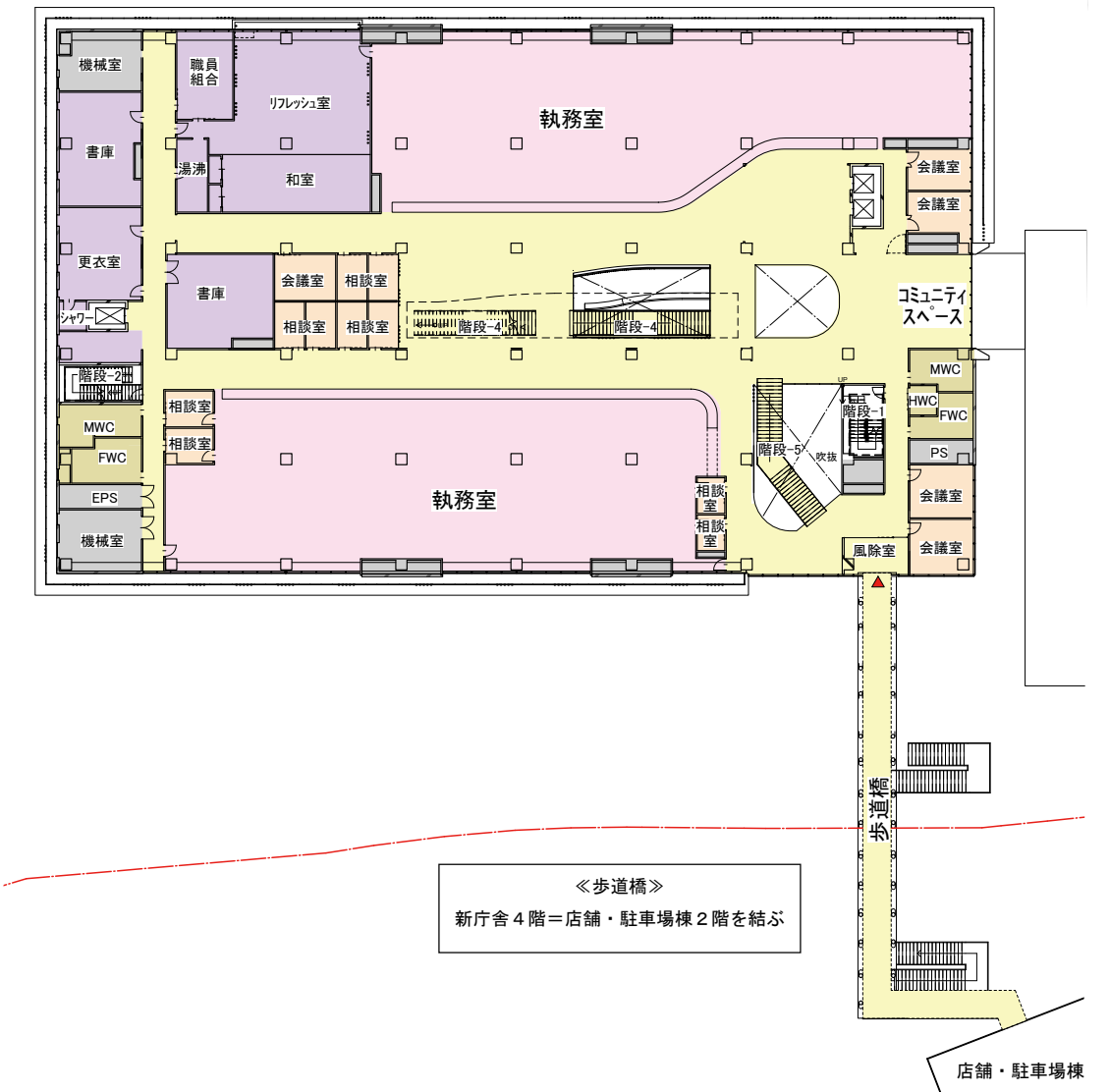
3. 建築計画

3. 平面計画



3 階（市民窓口部門）

- ・ 交流モールに、福祉団体が運営するカフェ・物販を設置する。
- ・ コミュニティスペースは、市民税の申告時の待合スペースとしても活用する。
- ・ 臨時災害放送局として利用する放送ブースを設置する。
- ・ 正面玄関近くに玄関案内を設置する。
- ・ キッズスペースを設置する。
- ・ 正面玄関前東側に 55 台の駐車場（うち車椅子使用者用駐車区画 3 台）を設ける。
- ・ 正面玄関車寄せ近くに移動販売車等の駐車スペースを設置する。
- ・ 3 階駐車場に防火水槽 40t を設置する。

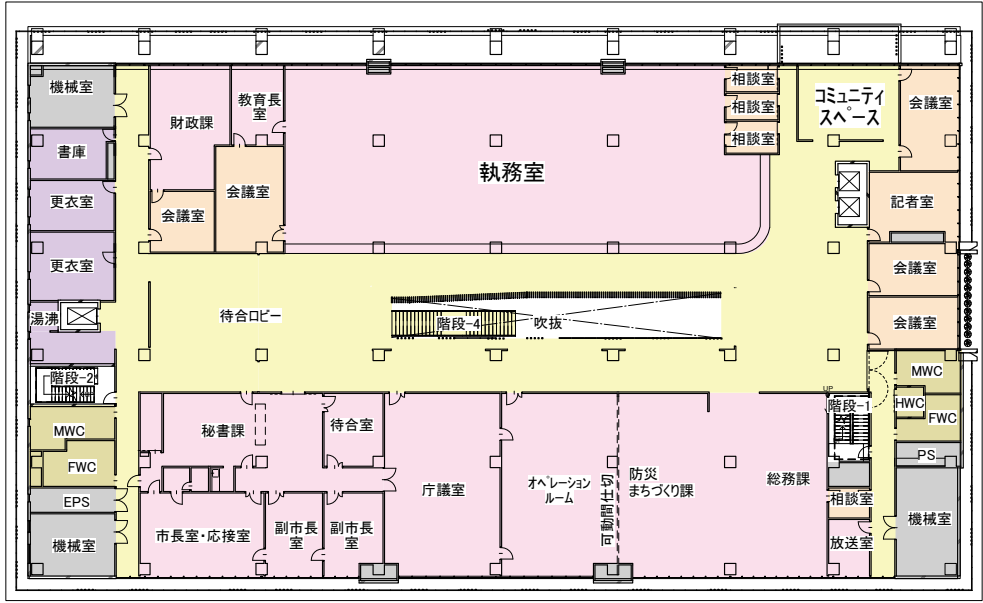


4 階（事業・産業系部門）

- ・ 各種打合せのための相談室を多数配置する。
- ・ リフレッシュ室は、職員の昼食休憩スペースとして利用するほか、職員の打合せや災害時の仮眠室として活用する。
- ・ 新庁舎と店舗・駐車場棟をつなぐ歩道橋を設置する。

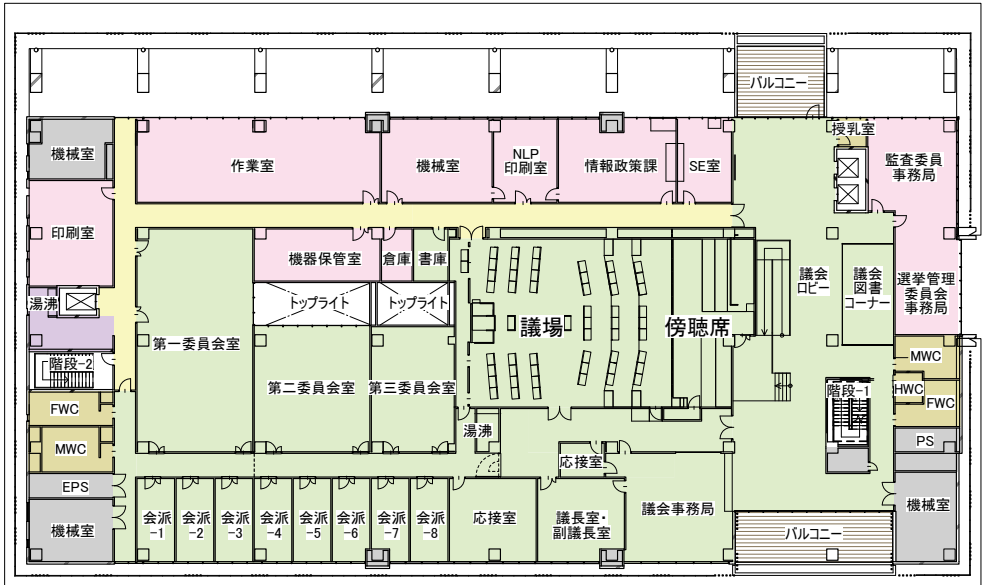
3. 建築計画

3. 平面計画



5 階（市長室、管理・教育部門）

- ・ 市長室、副市長室、教育長室を配置する。
- ・ オペレーションルームには、災害時に防災まちづくり課の執務室と一体となって使用できるように、可動間仕切壁を設ける。



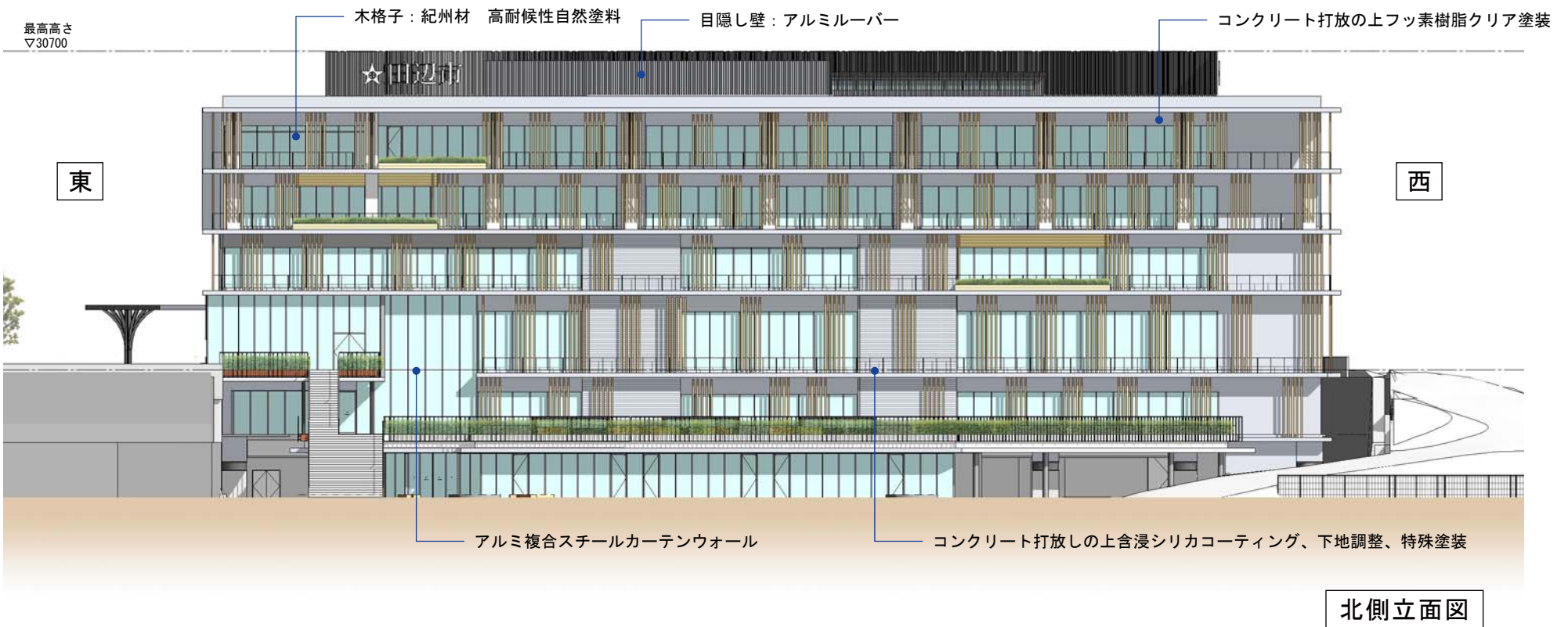
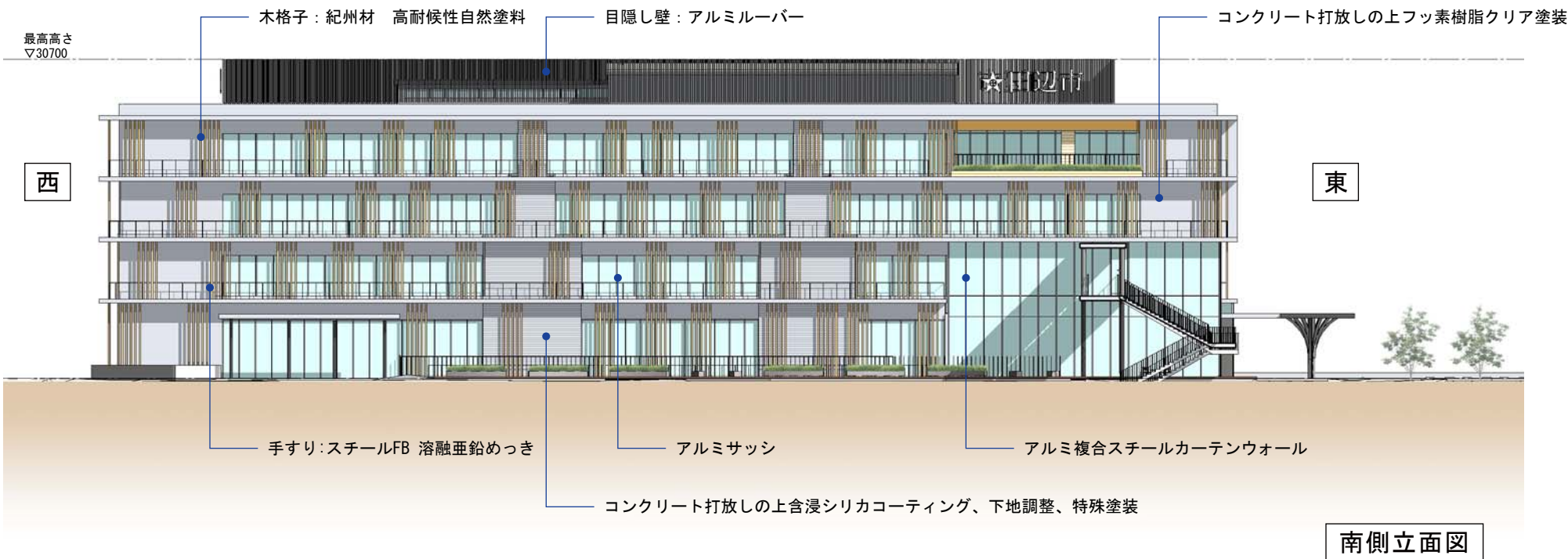
6 階（議会・行政委員会等）

- ・ 全員協議会が開催できる委員会室を含め、常任委員会が同時開催できるよう、委員会室を3室設ける。
- ・ 議会ロビーとつながる海に見える南側と、山に見える北側に眺望のよいバルコニーを設ける。
- ・ 授乳室を設置する。

3. 建築計画

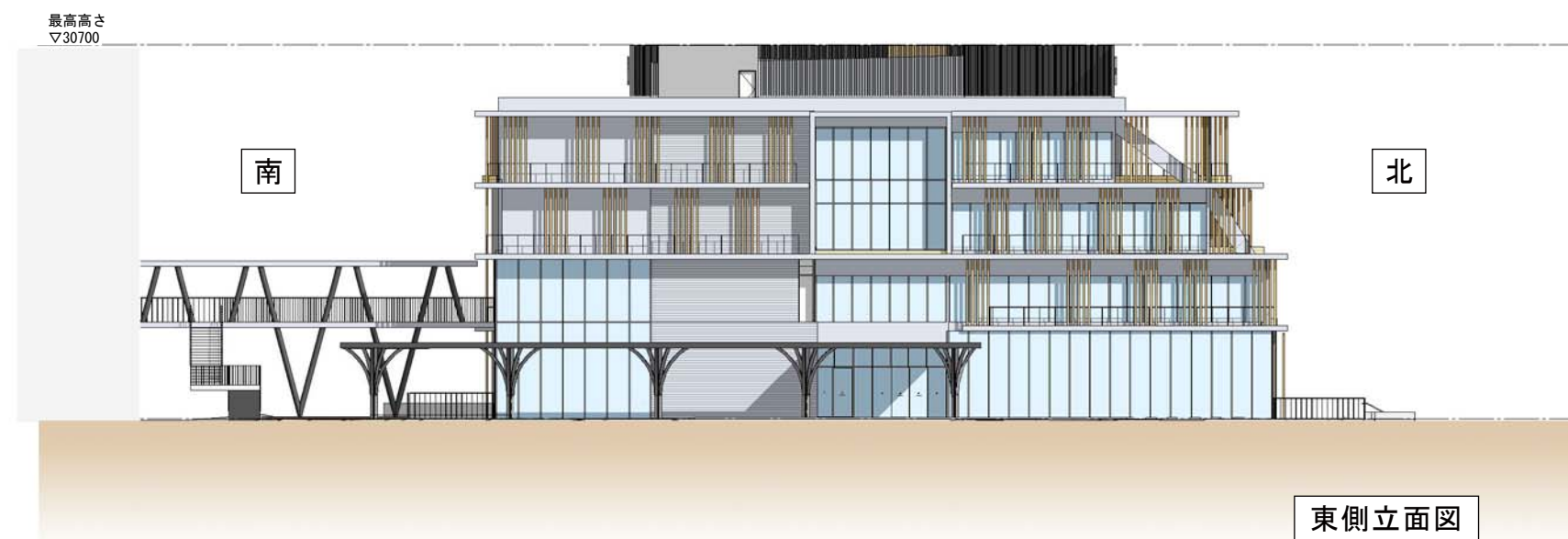
4. 立面計画

- ・ 機能性を重視したシンプルな外観とする。
- ・ 紀州材を活用した、木のぬくもりが感じられる庁舎とする。
- ・ 軒庇は日射抑制にも有効であり夏場の日射を抑え冬場の日射を柔らかく導き、またメンテナンスバルコニーとしても活用する。
- ・ 5階、6階をセットバックさせて、圧迫感を軽減する。
- ・ 木格子を5本1組とすることにより、5市町村の合併を表現するとともに、熊野古道の林立する木々を連想させる。
- ・ 屋上部分に太陽光を利用したイルミネーションを設置し、災害時の灯台的役割を果たす。



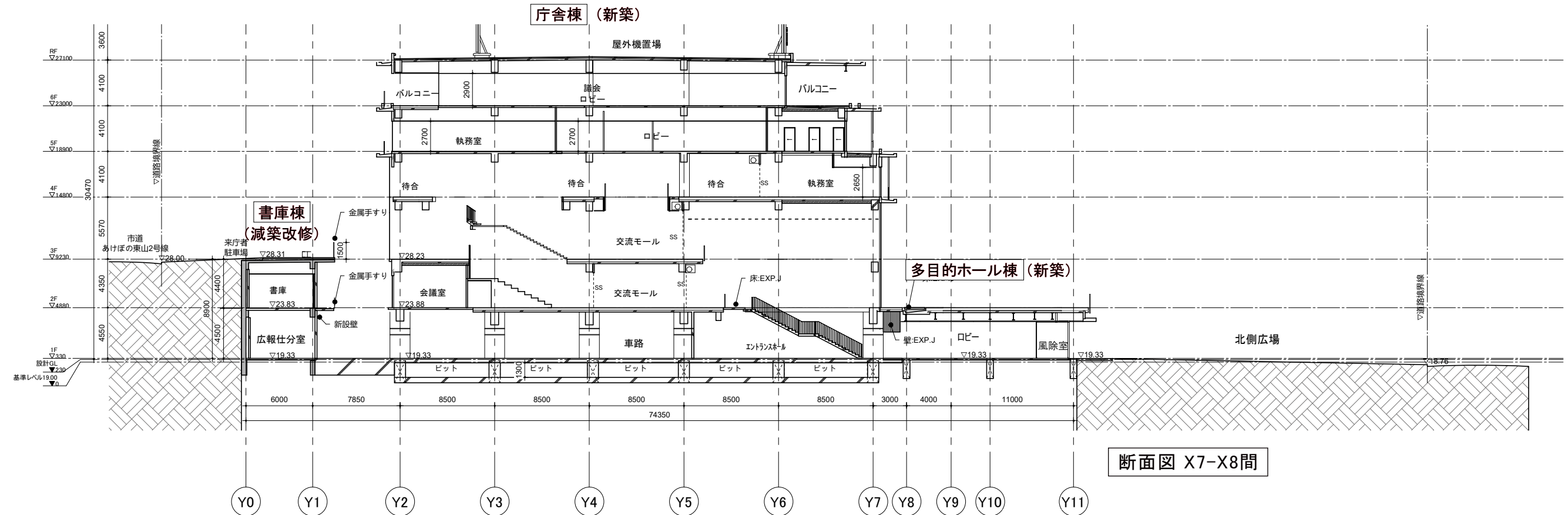
3. 建築計画

4. 立面計画

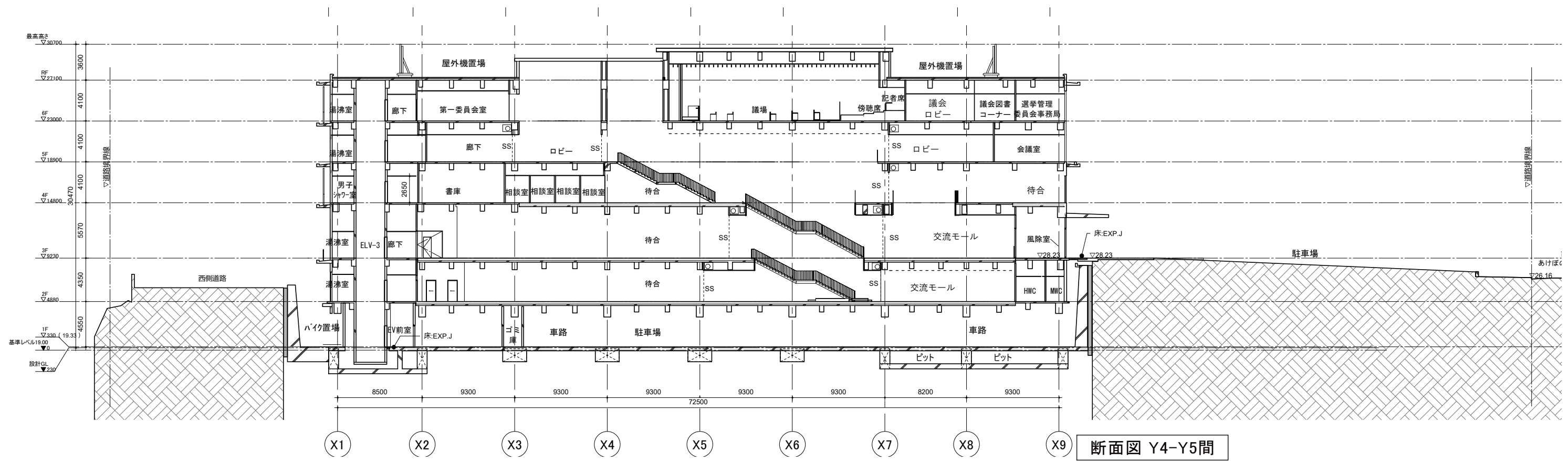


3. 建築計画

5. 断面計画



断面図 X7-X8間



断面図 Y4-Y5間

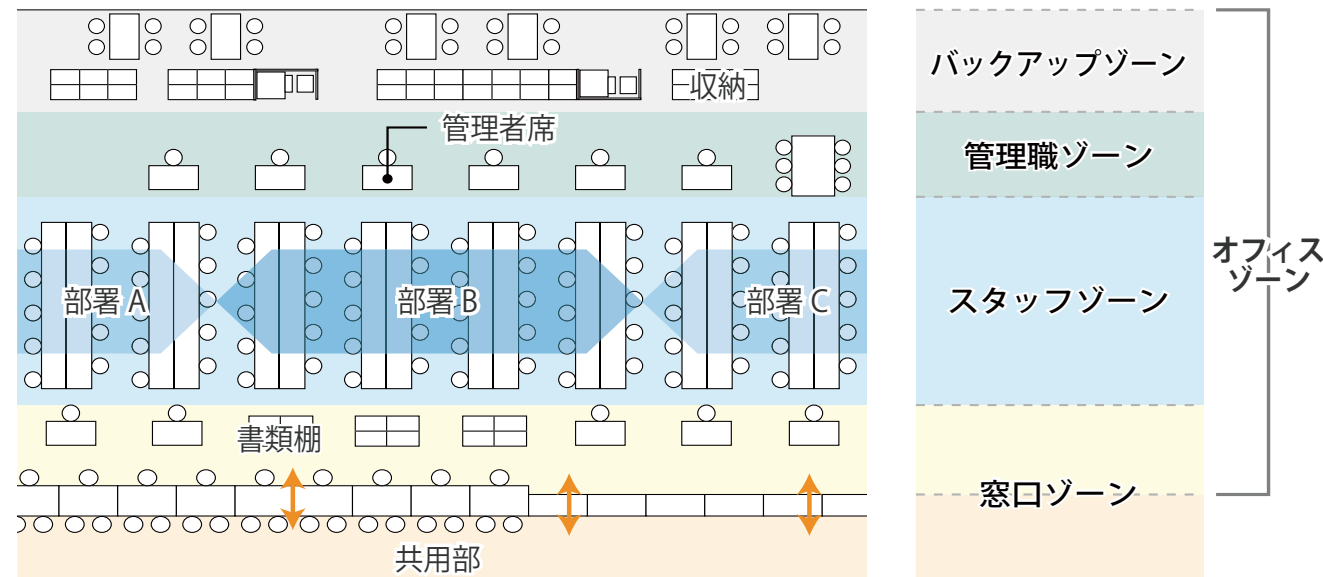
3. 建築計画

6. 各室計画

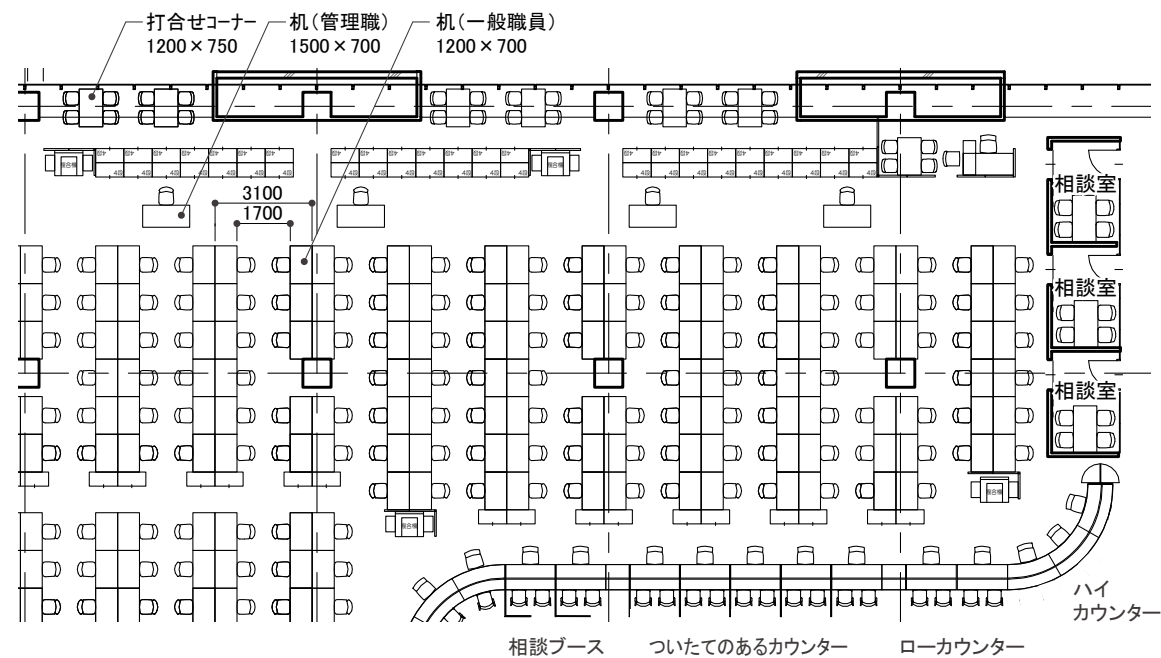
1) 執務室レイアウト計画

■ユニバーサルレイアウト

- ・ 執務スペースの効率化や改修費用の低減、将来の組織構成や職員数の変化に柔軟に対応できるように、机や収納の配置エリアを明確にしたユニバーサルレイアウトとする。



■執務スペースの標準レイアウト



■窓口機能について

- ・ 窓口は、その機能に応じ、ハイカウンター、ローカウンター、ついたて、相談ブース、相談室を使い分け、プライバシーを保護する。



【ハイカウンターとローカウンターのイメージ】



【ついたてのある窓口カウンター】



【プライバシーに配慮した相談ブース】



【相談室のイメージ】

■相談室・会議室

階	会議室		
	相談室	会議室	大会議室
6階	0	0	0
5階	4	5	2
4階	10	5	0
3階	4	1	0
2階	12	3	1
1階	0	0	3
計	30	14	6

3. 建築計画

6. 各室計画

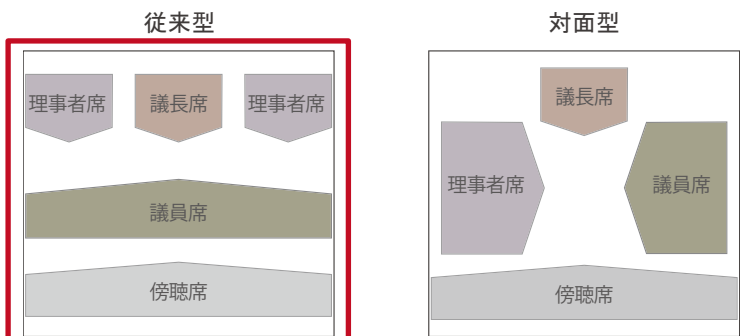
2) 議場計画



【議場イメージ】

■ 議場レイアウト

- ・ 議場レイアウトは、議員と理事者（職員）が相対する直列配置（従来型）とする。
- ・ 傍聴席は、議場階床レベル：+600mm の高さとする。



採用案

■ 床形式

- ・ 議員席の床形式は、視線を確保しやすく議場としてのグレード感を演出しやすい段床型を採用する。

	フラット床		段床	
断面イメージ				
サイトライン	確保しづらい		確保しやすい	
デザイン	オープンな演出がしやすい		従来の議場に近い演出が可能	
利便性	可動式家具を設置することで、議場以外の多目的利用が可能		段床となっているため、議場以外の利用が難しい	

採用案

■ 天井高

- ・ 天井高さは、十分に室容積を確保でき、議場としての重厚感を演出できるよう高さ5.0m 程度とする。

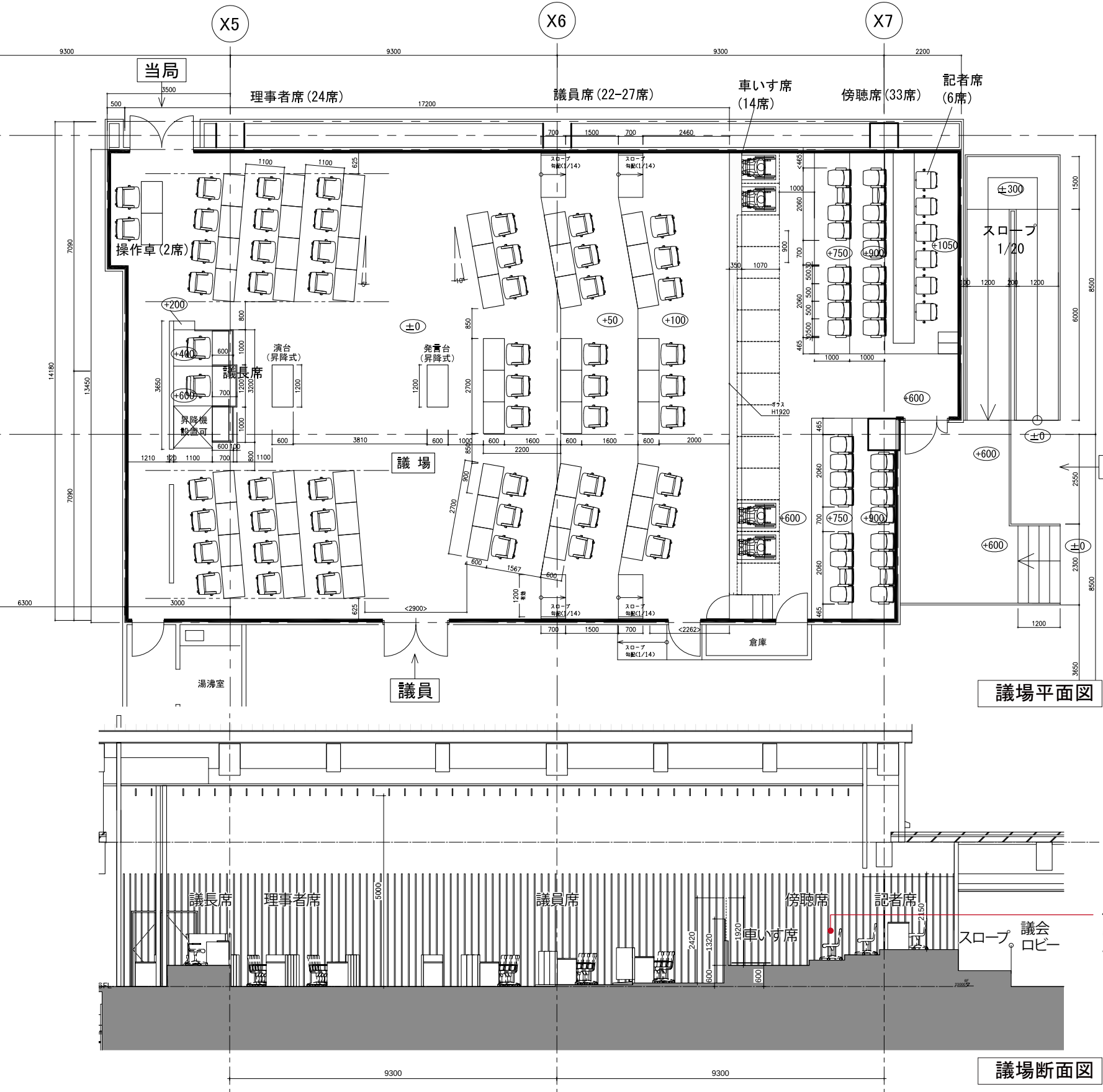
	1 層利用	2 層利用
断面イメージ		
室内音響	室容積が少なく、明瞭度が確保しづらい	室容積が十分に取れ、明瞭度が確保しやすい

採用案

3. 建築計画

6. 各室計画

2) 議場計画



■車いす用席

- ・傍聴席最前列を車いす用とし、14 席を確保する。

■スロープ勾配の基準

単位 (mm)			
	勾配	幅員	踊り場
和歌山県 福祉のまちづくり条例	1/12 ※160以下 1/8	整備基準 W1,200以上 ※段併設 900以上	1,500以上
		誘導基準 W1,500以上 ※段併設 1,200以上	
TOKYO2020 アクセシビリティ・ガイドライン	高さ300以下 高さ301～3000	標準 1/12 推奨 1/14 標準 1/14 推奨 1/20	幅員＝スロープ幅員と同じ 長さ＝1,500以上 ※複数ある場合は幅員と同じ長さ

TOKYO2020 アクセシビリティ・ガイドライン

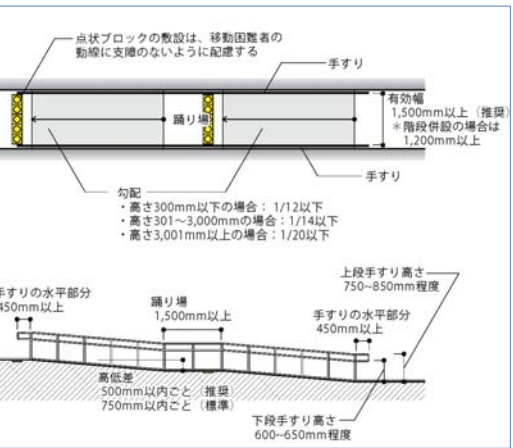


図 4 傾斜路 (例)

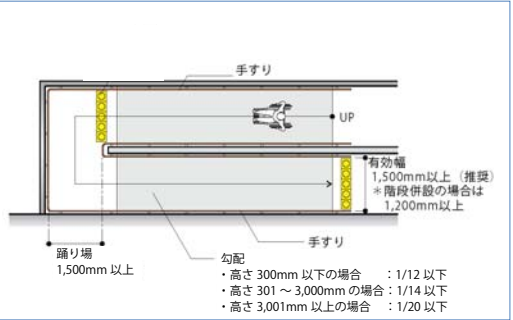


図 5 傾斜路の踊り場 (例)

傍聴席は、議場より高い位置に設置し、見やすさに配慮する。

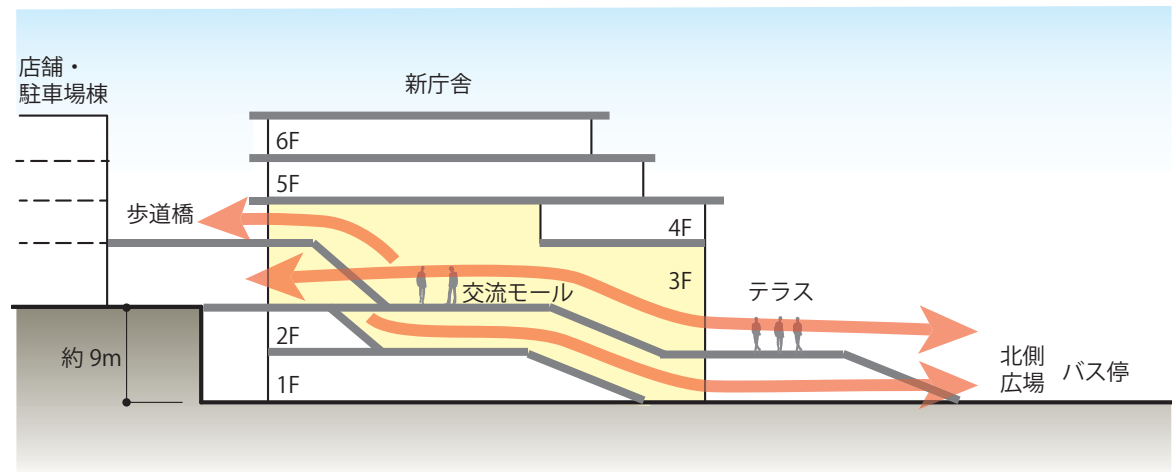
3. 建築計画

6. 各室計画

3) 交流モール計画

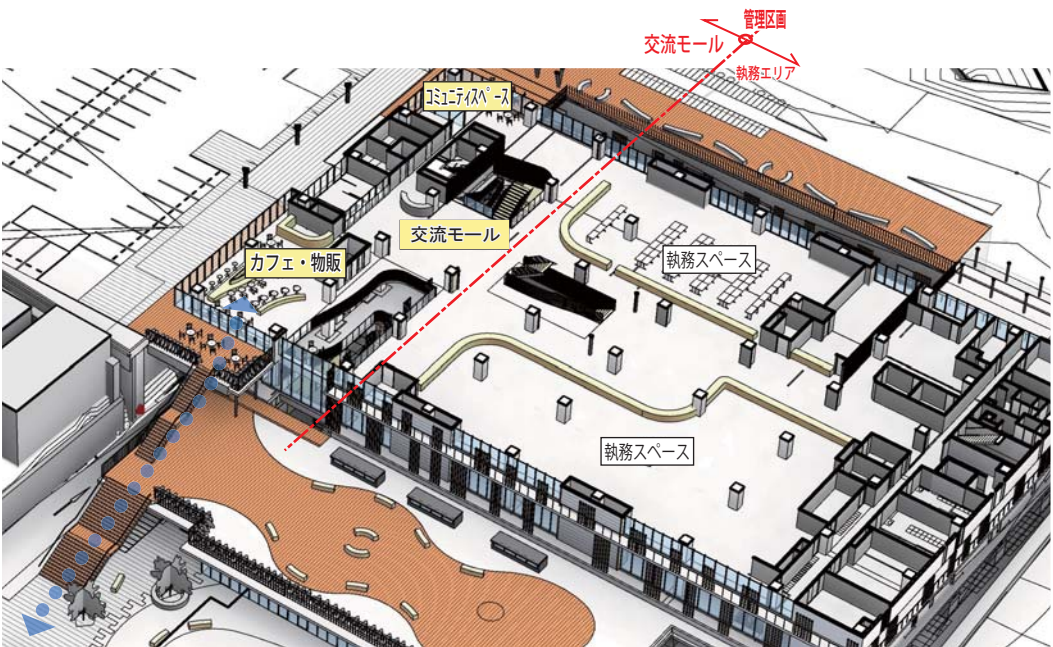
■敷地高低差を生かした、まちをつなぐ交流スペース

- ・敷地には約9mの高低差があり、北側県道レベルの1階と南側市道レベルの3階、店舗・駐車場棟につながる歩道橋がある4階を「交流モール」によりスムーズにつなぐ。
- ・交流モールは、通り抜けができる開放的なスペースとする。

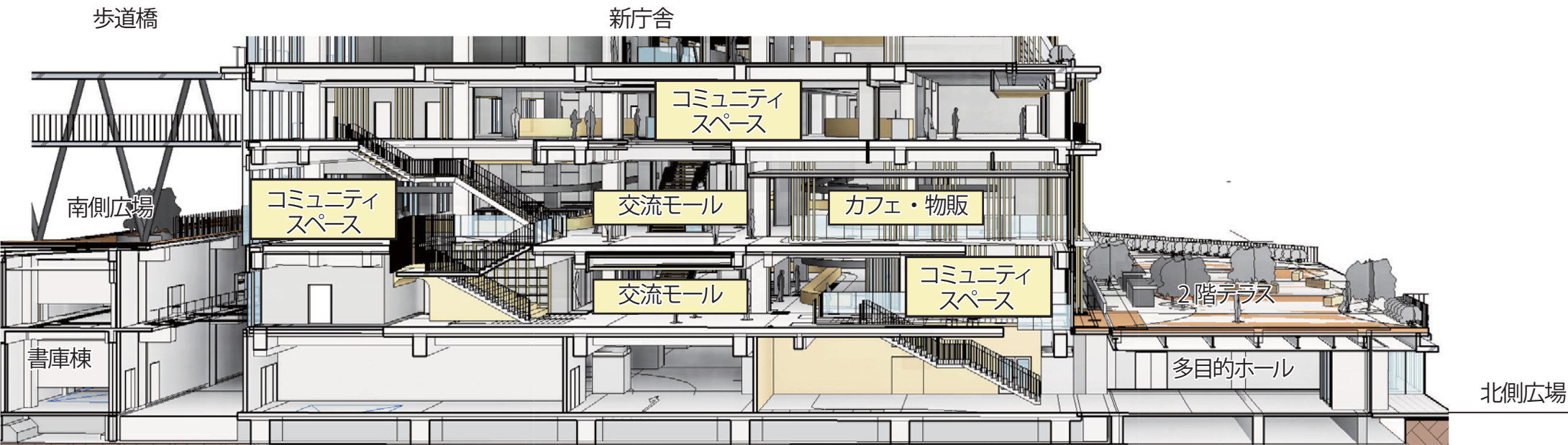


■市民の居場所となり、多様な活動ができる市民交流スペース

- ・「交流モール」に沿って、大小の交流スペース（コミュニティスペース、カフェ・物販）を配置する。また、内部の交流スペースは、各階に配置された外部の広場につながる。



【交流モールイメージ】



【交流モールの断面イメージ】

3. 建築計画

7. 各種計画

1) 防災対応拠点計画

■基本方針

- ・ 災害対応の拠点施設である消防庁舎、田辺スポーツパーク等との連携が図られ、他の関係機関からの受援も含め、災害対策本部の運営を、円滑かつ確実に行うことができる計画とする。

■災害対策本部機能

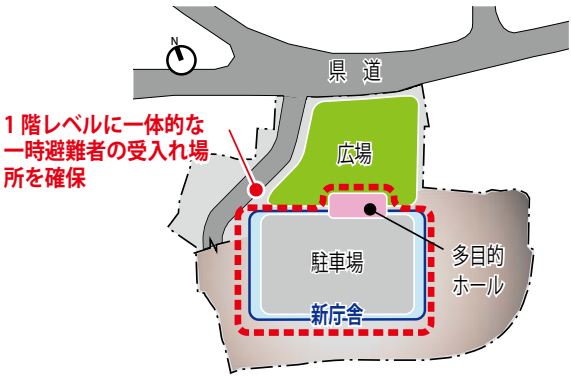
- ・ 災害対策本部機能を2階から5階に配置し、5階を「意思決定・連絡調整フロア」、4階を「復旧・復興フロア」、3階を「生活支援・情報発信フロア」、2階を「要配慮者支援フロア」とする。

階	フロア区分	災害対策本部組織の主たる組織等の配置
5階	意思決定・連絡調整フロア	・本部長(市長)、副本部長(副市長、教育長) ・総合調整部(総務班、広報班) ・救護部(避難所班) ・応援協力機関(和歌山県、相互応援協定市町村、田辺海上保安部、自衛隊など)
4階	復旧・復興フロア	・調査復旧部(調査復旧班) ・給水部(給水班、復旧班)
3階	生活支援・情報発信フロア	・調達配給部(調達配給班) ・臨時災害放送局 ・報道機関
2階	要配慮者支援フロア	・救護部(要配慮者支援班、救護衛生班)

- ・ 災害対策本部は、5階の庁議室に設置し、隣接するオペレーションルームと危機管理局の連携が円滑に行える計画とする。
- ・ 応援協力機関から職員派遣があった場合、5階東側の会議室、相談室、コミュニケーションスペース、4階の会議室、相談室をその執務場所として使用する。
- ・ 災害対応業務に従事している職員の仮眠場所は、4階のリフレッシュ室（和室）とする。
- ・ 大規模災害時には、3階来庁者用駐車場にテレビ中継車を停めることを想定し、ケーブルの引込みが容易な3階のカフェ・物販エリアを報道機関の待機場所とし、また、記者会見場としても使用することを計画する。

■一時避難機能

- ・ 津波災害発生時に、避難してきた住民が指定避難所へ移動するまでの間、一時的に避難を受け入れるものとし、受入れ場所は1階の駐車場及び多目的ホールとする。（収容人数は約2,300人）



【一時避難者の受入れ場所としての施設利用】

- ・ 一時避難者用に、飲料水、毛布等の備蓄を検討する。
- ・ 1階北側広場の浄化槽上部に、マンホールトイレを設置するためのマンホールを設ける。



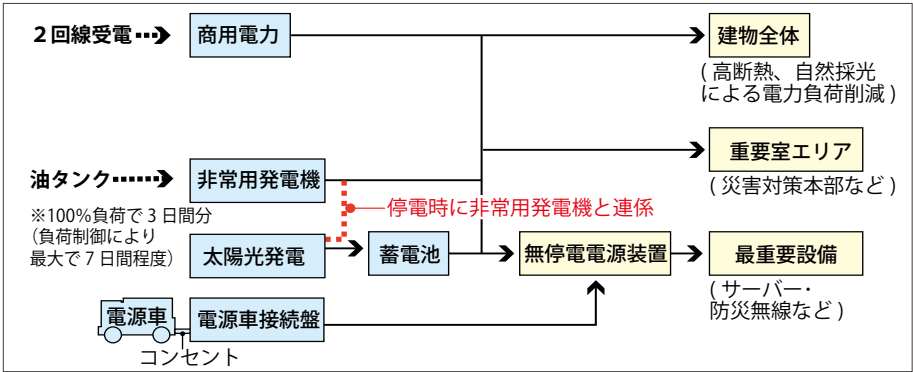
【マンホールトイレ】

- ・ 夜間停電時に新庁舎が視認できるよう、照明施設等の設置を検討し、その電力は、太陽光発電システムによるものとする。

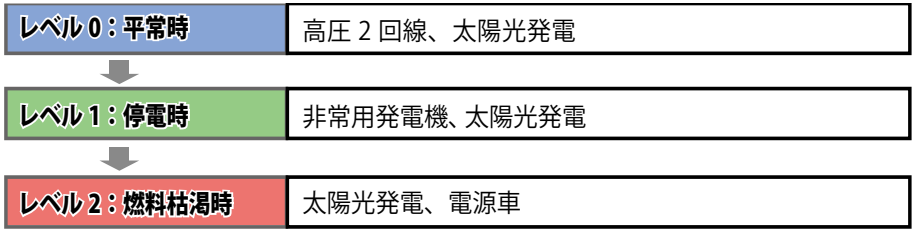
■業務継続機能

◇電気

- ・ 災害発生時の電力供給の確実性を向上させるために、2回線受電とする。
- ・ 電力供給が途絶えた場合、72時間稼働できる非常用発電機に切り替える。
- ・ 外部電源車による受電対応を構築する。
- ・ 災害発生時の各フロアや諸室に割り当てる機能を踏まえ、電力供給量を検討する。（6. 機械設備計画「災害時のインフラ対応」参照）



【電力供給システム】



【災害時のインフラ被災レベルに応じて可変する電力供給システム】

◇水

- ・ 飲料水は、災害発生時に上水道の供給ができなくなった場合、受水槽の水を節約しながら使用することを基本とするが、不足する事態に備えて災害対応職員用の飲料水の備蓄を検討する。（6. 機械設備計画「災害時のインフラ対応」参照）
- ・ 雨水システムにより貯留した雑用水は、通常時・災害時ともにトイレの洗浄水に利用することを基本とするが、不足する事態の発生リスクを抑えるため、災害時は東側トイレにだけ供給する。

◇通信

- ・ 災害時の通信手段は、田辺市地域防災計画第3編 第2章 第3節 災害通信体制の確立（P3-78）のとおりとする。

3. 建築計画

7. 各種計画

2) ユニバーサルデザイン計画

■基本方針

- ・ユニバーサルデザイン意見交換会で出された意見を踏まえ、より多様な利用者に配慮したユニバーサルデザインとする。
- ・関係法令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、和歌山県福祉のまちづくり条例）に適合する施設計画とする。
- ・スロープについては、TOKYO2020 アクセシビリティ・ガイドラインを取り入れる。

■計画に反映するユニバーサルデザイン意見交換会で出された意見

ユニバーサルデザイン意見交換会や和歌山県立情報交流センター Big・U の視察会での意見を計画の内容に反映する。主な内容は、次のとおり。

- ・多目的トイレは、電動扉とし、扉幅を十分確保してほしい。
- ・多目的トイレは、車いすが余裕をもって回転できるスペースを確保してほしい。
- ・エレベーターは、災害時の閉じ込め対応として扉に縦長の窓を設置してほしい。
- ・屋外の車いす使用者用駐車区画は、雨にぬれないようにしてほしい。
- ・敷地内通路は、十分な幅員を確保し、できる限り平滑な床材にしてほしい。
- ・廊下の床面は、滑りにくい素材とし、段差を設けないでほしい。

●東側エレベーター

- ・バリアフリー対応とする。
- ・ガラス窓付きの出入口とする。

●カウンター

- ・カウンターは、一般利用者及び車いす利用者に対して、利用のしやすい高さとして、必要に応じてカウンター下のクリアランスを確保する。

●廊下

- ・主要な廊下は、車いす利用者がすれ違える十分な幅を確保する。
- ・床面は、滑りにくい素材とし、段差を設けない計画とする。
- ・廊下には、手すりを設ける。
- ・突起物など廊下に張り出すものを極力避ける計画とする。

●階段

- ・階段は、直階段又は折れ曲がり階段とし、手すりを設ける。
- ・床面は、滑りにくい素材とし、段は識別しやすいものとする。
- ・階段に近接する廊下や踊場等、必要な箇所には、注意喚起用床材を敷設する。

●出入口

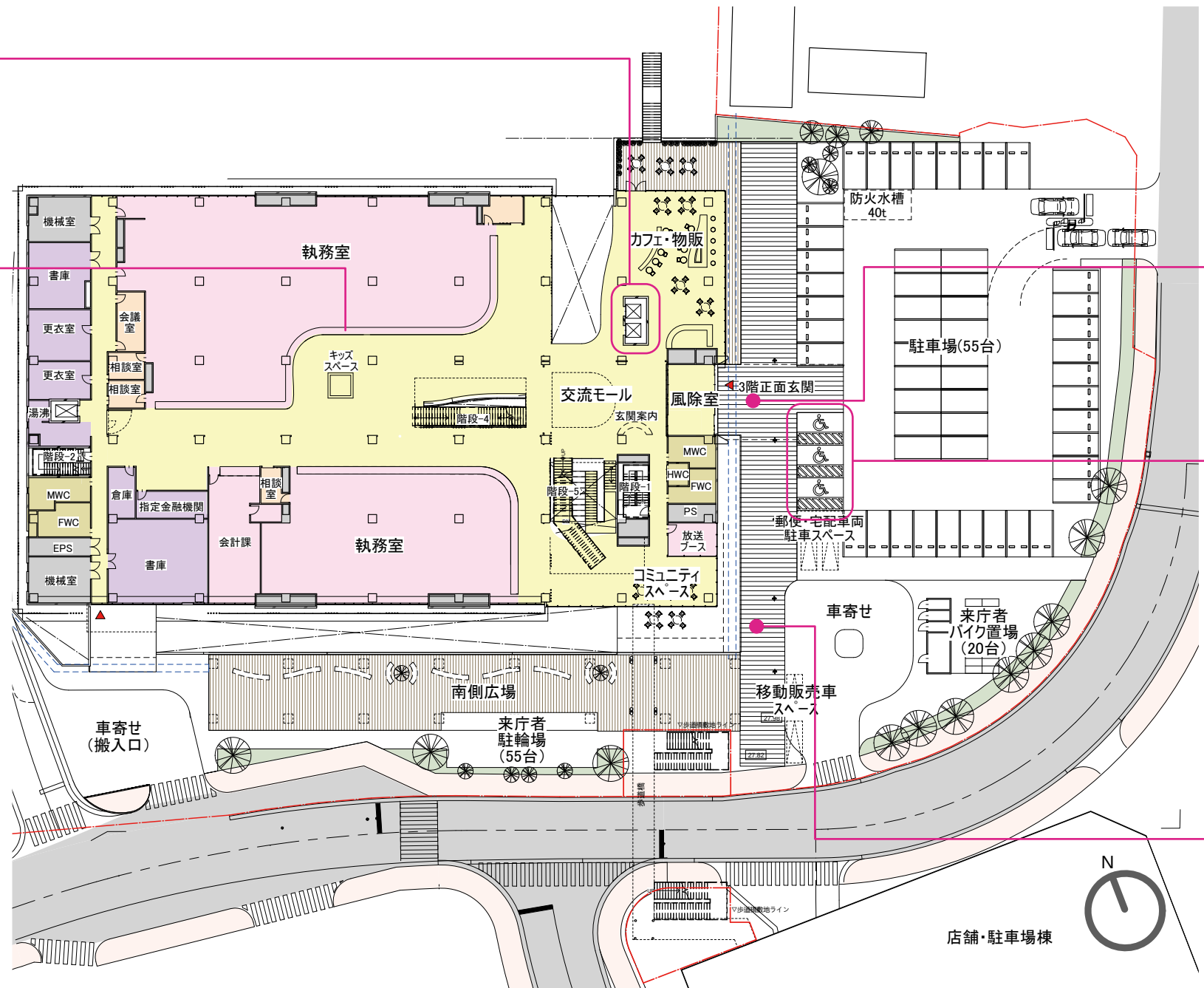
- ・車いす使用者が出入りする場所は、自動扉を基本とし、段差を設けない構造とする。

●3階来庁者用駐車場

- ・車いす使用者用駐車区画は、正面玄関近くに設置し、屋根付きとする。

●敷地内通路

- ・十分な幅を確保し、できる限り平滑な床材を採用し、段差を設けない。
- ・敷地に接する道路から出入口までなど、必要な箇所には、誘導用床材や注意喚起用床材を敷設する。



3. 建築計画

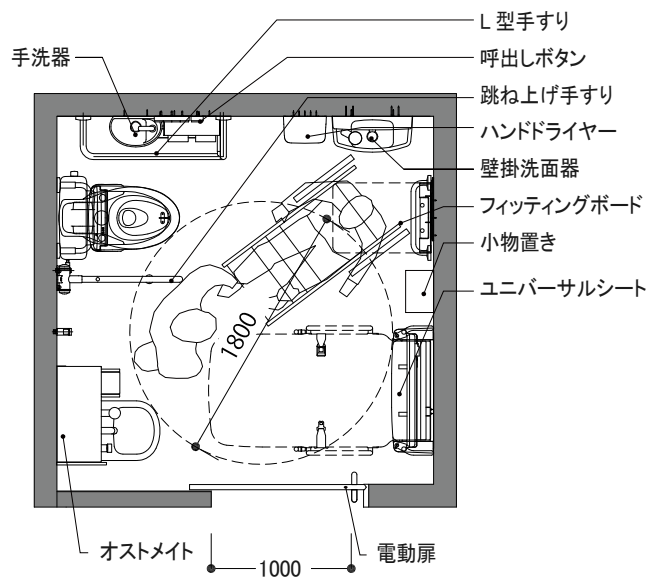
7. 各種計画

2) ユニバーサルデザイン計画

■トイレ計画の考え方

- 各階の同じ位置に配置することで分かりやすく、また、維持管理のしやすさを考慮した計画とする。
- 各階に、誰もが利用できる多目的トイレを設置する。
- 各階で特徴のある多目的トイレを検討する。
- 多目的トイレは、電動扉を基本とする。
- 2階、3階のトイレは、子供連れの来庁者が使いやすいトイレを検討する。
- 多目的トイレ以外にベビーカーごと入ることができるトイレを検討する。

■多目的トイレの仕様(例)

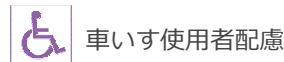


【多目的トイレイメージ】

■各階に特徴のある多目的トイレ

- 左右勝手の異なる多目的トイレを各階交互に配置することを検討する。
- 各階にオストメイト、大型ベッドをそれぞれ配置し、様々な方に対応できるよう配慮する。

多目的トイレの特徴



車いす使用者配慮



オストメイト配慮

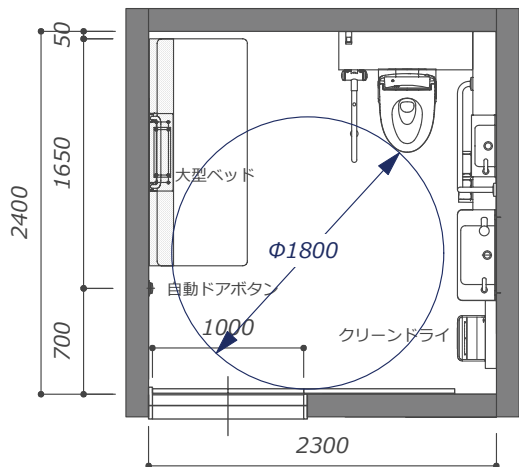


大型ベッド使用者配慮

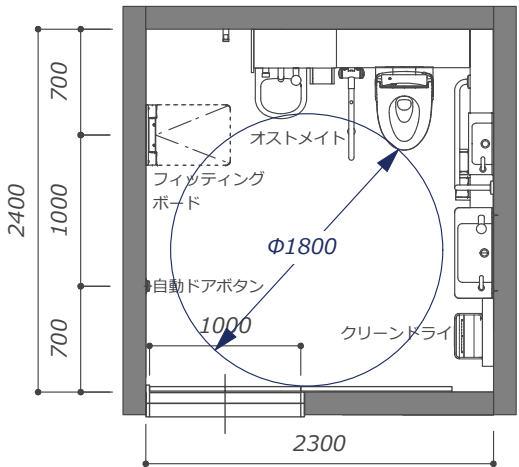
東側トイレ

6F	B-2 B勝手 [Wheelchair icon] [Ostomy icon]
5F	A-1 A勝手 [Wheelchair icon] [Large bed icon]
4F	B-2 B勝手 [Wheelchair icon] [Ostomy icon]
3F	A-1 A勝手 [Wheelchair icon] [Large bed icon]
2F	B-1 B勝手 [Wheelchair icon] [Large bed icon]
1F	A-2 A勝手 [Wheelchair icon] [Ostomy icon]

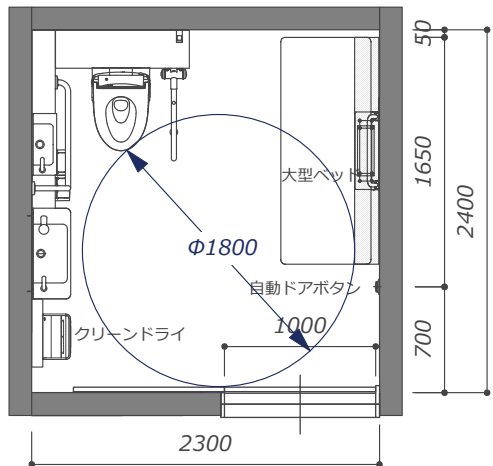
A-1 | A勝手
大型ベッド



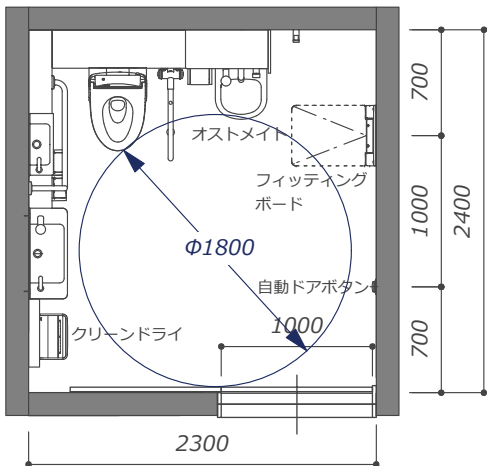
A-2 | A勝手
オストメイト + フィッティングボード



B-1 | B勝手
大型ベッド



B-2 | B勝手
オストメイト + フィッティングボード



3. 建築計画

7. 各種計画

2) ユニバーサルデザイン計画

■サイン案内計画についての考え方

- ・読みやすさに配慮し、UD フォント（ユニバーサルデザインの視点に基づいた見やすく分かりやすい書体）を基本とする。
- ・色覚障害者に配慮した色使いとする。
- ・外国語（英語を基本とする。）を併記したサインの配置を計画する。
- ・数字、アルファベット、ピクトグラム等を効果的に使用する。
- ・視覚障害者に配慮し、点字案内、音声案内を検討する。
- ・将来の変更に対応できるよう、取替えを考慮したサイン設計とする。

サイン計画の2つの考え方
誰にとっても分かりやすい 障害者・高齢者・外国人に分かりやすく
可変性・更新性 時代やニーズの変化に対応できる可変性・更新性

■建物内のサインイメージ

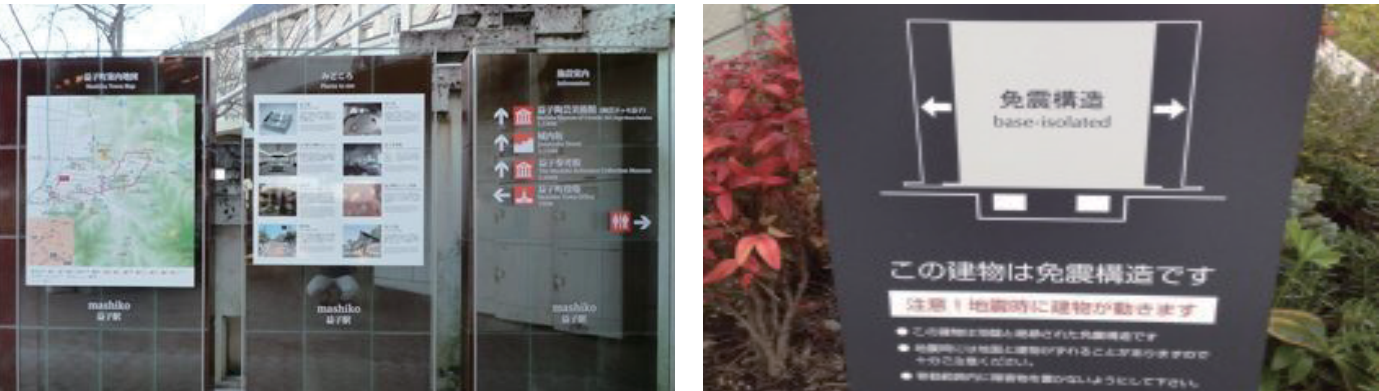


【カウンター上部のサインイメージ】

【誘導サインイメージ】

【建物内のサインイメージ】

■建物外のサインイメージ



【新庁舎の案内イメージ】

【免震構造のサインイメージ】



【UD フォントの例】



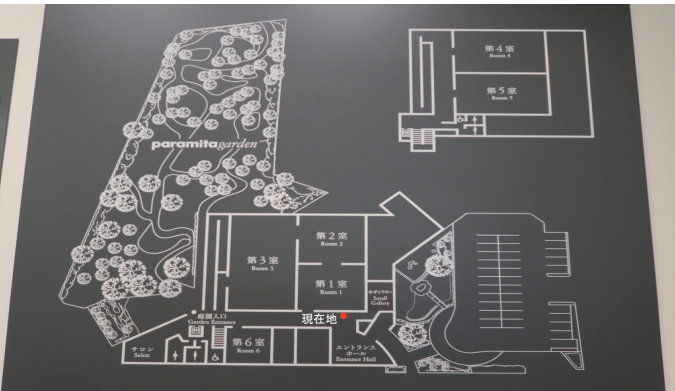
【分かりやすい案内記号イメージ】



【外国語を併用した案内記号イメージ】



【車いす使用者用駐車区画のサインイメージ】



【現在地を表すサインイメージ】

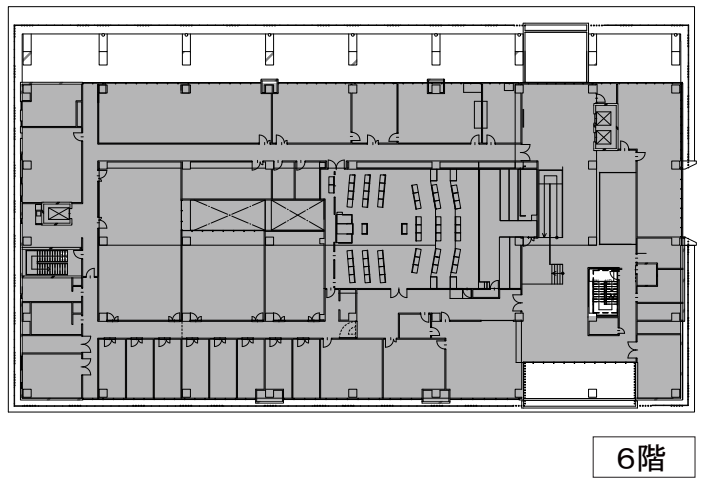
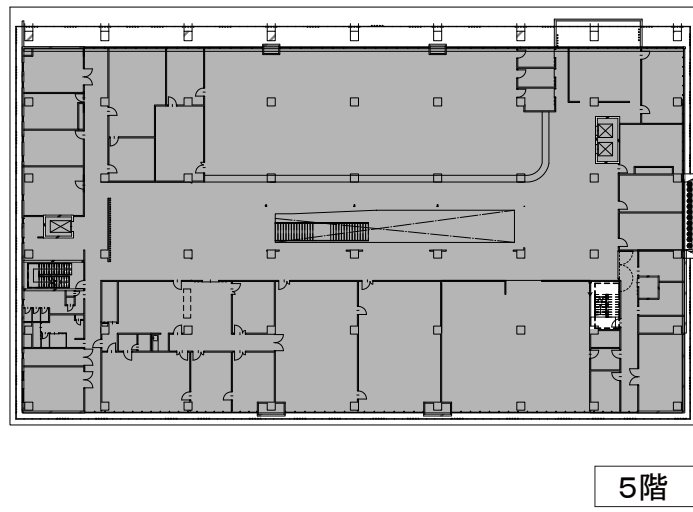
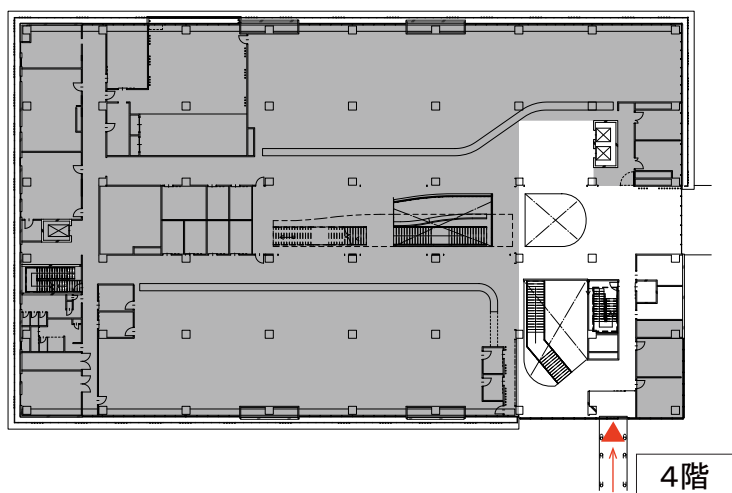
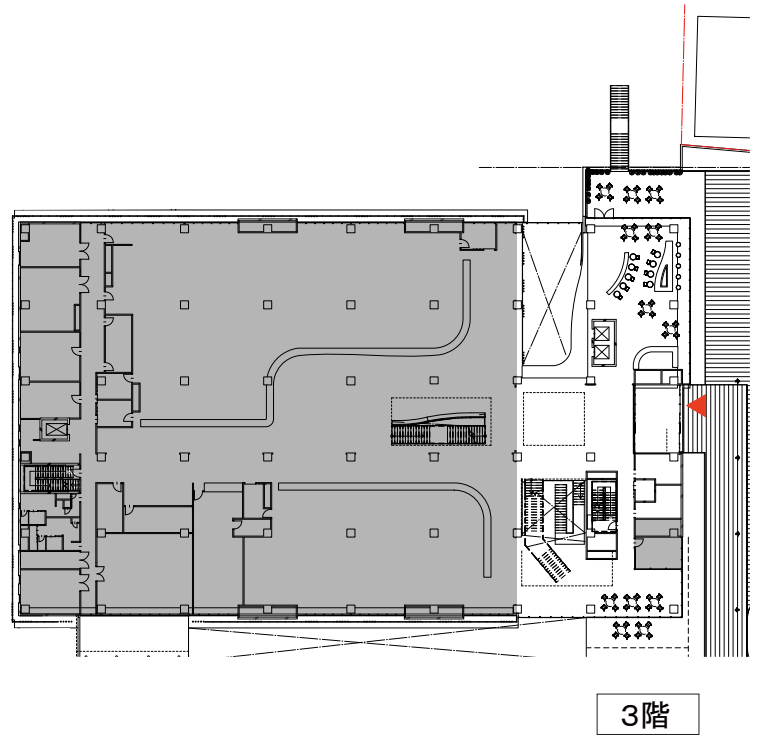
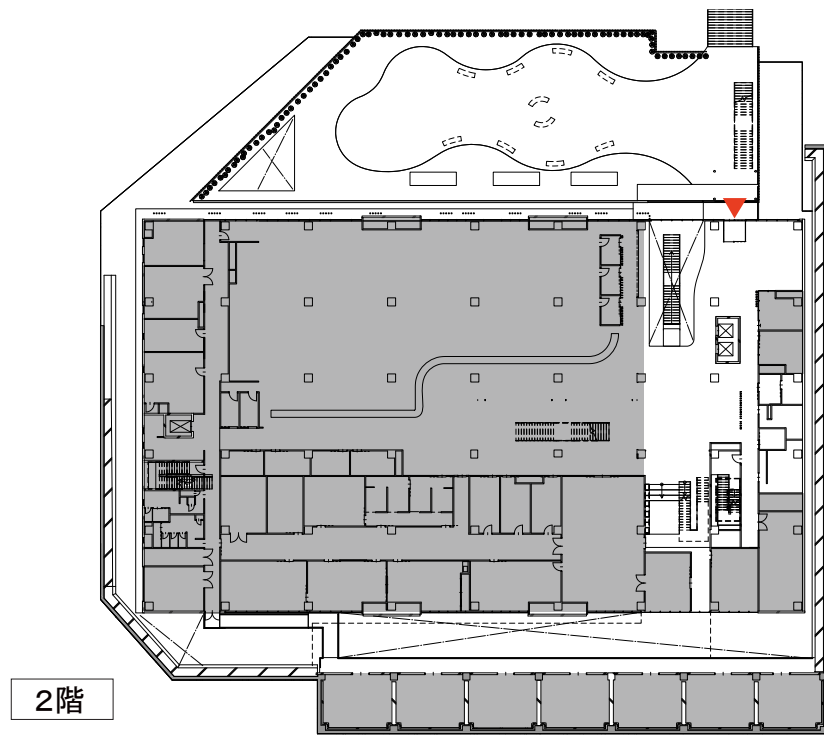
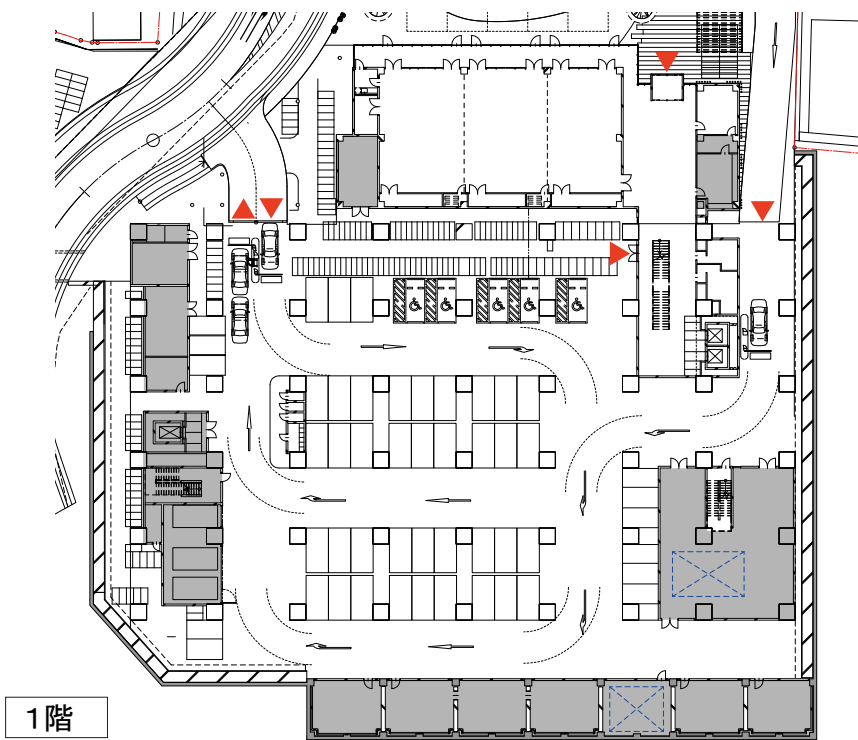
3. 建築計画

7. 各種計画

3) セキュリティ・管理区分計画

- ・ 閉庁時の立入りを制限するエリアは、以下のとおりとする。

凡例
▼ : 来庁者の動線
■ : 閉庁時立入りを制限するエリア



3. 建築計画

7. 各種計画

4) 環境配慮計画

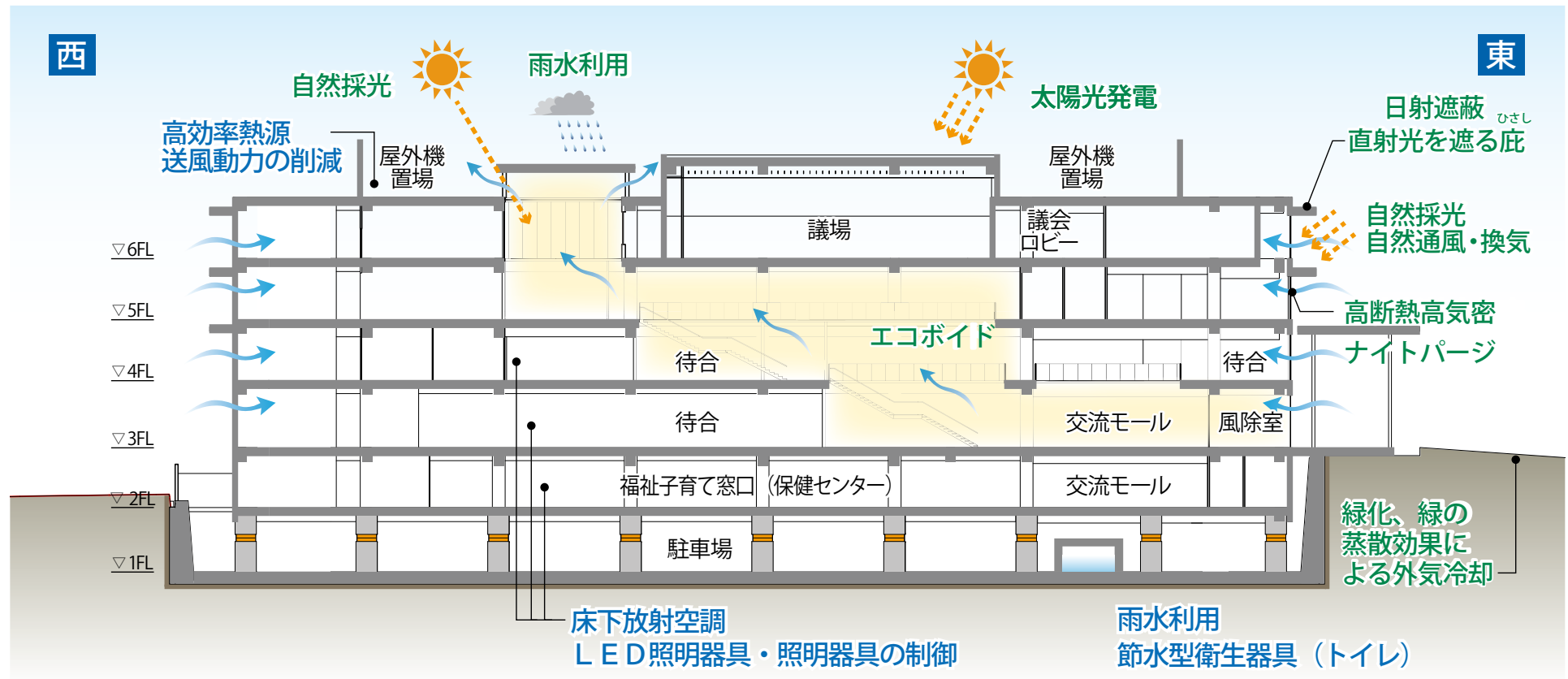
■環境配慮に対する考え方

- ・ 田辺市の気候風土を踏まえ、パッシブ手法を基本とし、それをアクティブ手法によって補完する、パッシブファーストの考えで、環境にやさしい庁舎とする。



用語説明

- ・ **パッシブ手法**： 機械的な手法によらず風や太陽光などの自然エネルギーを建物内に取り入れることにより、快適な居住空間を確保することを目指した設計手法
- ・ **アクティブ手法**： 冷暖房機器や照明などの機械的な手法を効率的に組み合わせることにより、快適な居住空間を確保することを目指した設計手法
- ・ **ナイトパージ**： 夏場などの冷房時期に、昼間に建物内部・躯体に蓄積された熱を、夜間に外気を取り入れ、室内の空気を排出することで冷房負荷を軽減する方法



【環境配慮計画イメージ】

3. 建築計画

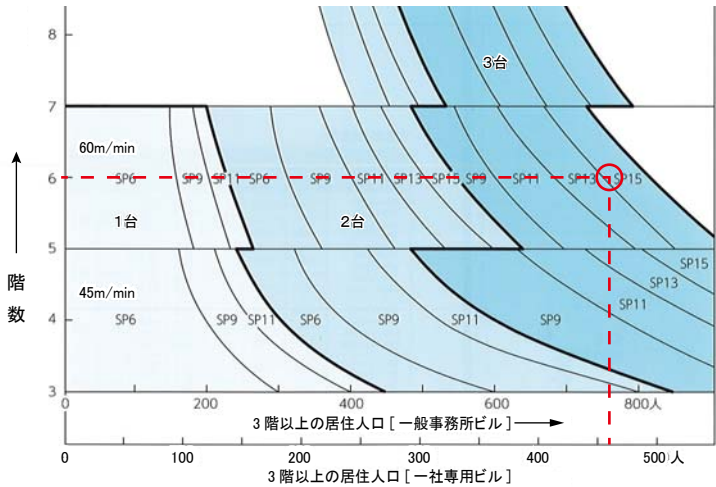
7. 各種計画

5) エレベーター計画

- ・交通計算により適正なエレベーターの数（合計 3 台）、サイズを決定し利便性の高い計画とする。
- ・東側に市民用エレベーター2台を計画とする。
- ・西側に人・荷物用エレベーター1台を計画し、ストレッチャー対応可能なサイズとする。

■台数算定について

●利用人員による算定（早見表より）



【算定条件】

- ・一社専用のオフィスビルと想定
- ・3 階以上の利用人員を 450 人 + α と想定

【結論】

- ・利用人員より表から必要台数は 3 台とし、東側に来庁者用 2 台、西側に職員及び荷物搬入用 1 台を設置する

●交通計算（来庁者用 2 台について妥当性を算定）

【計算条件】

- ・1 日の庁舎利用者（1,500 人程度）のうち午前中の利用者を 750 人（30 分間で 125 人）と想定
 - ・上記に加えて議会の傍聴者 16 名の移動を想定
- ピークを午前中（9:00 ～ 9:30）の小児検診と議会前傍聴者移動が重なる時間帯にて交通計算を行う。
利用者は来庁者、小児検診時の利用者及び議会傍聴者（一般者）とする。
 - 乗込率については、UP: 4人 DN: 4人にて算出する。
 - 利用人数は 141 人（30 分間）とし、内訳は次のとおりとする。
 - 来庁者 + 小児検診時の利用者 = 125 人（30 分間）
 - 一般来庁者：利用人数 75 人（30 分間）
 - 小児検診時の利用者：利用人数 50 人（30 分間）
 - 議会傍聴者（一般者）：利用人数 16 人（30 分間）
 - 判定基準は、平均運転間隔・5 分間輸送能力比率・5 分間輸送人数を基に確認する。

【建物概要】

階床名	階高	出発階からの高さ (mm)	用途	利用人数 (人)	全階サービス
6	4100	22670	議会、執務等	141 (125 + 16)	●
5	4100	18570	執務エリア		●
4	4100	14470	執務、交流		●
3	5570	8900	執務、交流		◎
2	4350	4550	執務、保健、カフェ		●
1	4550	0	駐車場、多目的		●
エレベーター利用者数(人)				141	
計算上の昇降行程(mm)				22670	
計算上の急行区間(mm)				0	

- ◎=出発階
- =サービス階

【計算結果】

			141人					評価	
定員 (人)	速度 (m/分)	台数 (台)	乗車人数		平均運転間隔	5分間輸送能力比率	5分間輸送能力		
			UP(人)	DN(人)	(sec)	(%)	(人)		
15	60	1	4	4	100.6	16.9	23.83	×	基準を満たさないため不採用
	90				92.1	18.5	26.09	×	
15	60	2	4	4	50.3	33.8	47.66	○	経済性主体の基準に近い採用
	90				46.0	37.0	52.17	○	

[官公庁ビル]サービス判定基準(出勤時)
5分間輸送能力 16～20%
平均運転間隔 サービス主体 30秒以内
標準サービス 40秒以内
経済性主体 50秒以内

【結論】

- ・平均運転間隔が約 50 秒となり、官公庁ビルでの判定を満たす結果となるため、経済性を考慮し、15 人乗り 速度 60m/min 2 台を設置する

■エレベーター仕様

エレベーター仕様要項(No. 1、No. 2)		エレベーター仕様要項(No.3)	
用途	NO.1乗用(車いす兼用)、NO.2乗用	用途	人荷用(車いす兼用)
積載質量	1000kg(定員15名)	積載質量	1300kg(定員20名)
速度	60 m/min	速度	60 m/min
停止か所	1-6階(6か所)	停止か所	1-6階(6か所)
かごサイズ	W1600mm×D1500mm×H2250mm	かごサイズ	W1300mm×D2300mm×H2250mm
出入口サイズ	W1000mm×H2100mm	出入口サイズ	W1100mm×H2100mm
オーバーヘッド	3300mm	オーバーヘッド	3400mm
ビット深さ	1250mm	ビット深さ	1550mm
防犯窓	標準サイズ	防犯窓	なし
遮煙	なし(別途シャッターにて対応)	遮煙	あり
耐震クラス	S14	耐震クラス	S14
昇降行程	22.67m	昇降行程	22.67m

